

議 事 日 程 第 3 号

平成29年6月15日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	山	村	明	議員	2 番	工	藤	正	雄	議員		
3 番	堤		郁	雄	議員	4 番	佐	藤	忠	次	議員	
5 番	佐	藤	弘	司	議員	6 番	山	田	富	佐	子	議員
7 番	高	橋		壽	議員	8 番	高	橋	英	夫	議員	
9 番	齋	藤	千	恵	子	議員	1 0 番	鈴	木	藤	英	議員
1 1 番	皆	川	真	紀	子	議員	1 2 番	成	澤	和	音	議員
1 3 番	鳥	海	隆	太	議員	1 4 番	相	田	光	照	議員	
1 5 番	中	村	圭	介	議員	1 6 番	海	老	名		悟	議員
1 7 番	島	軒	純	一	議員	1 8 番	小	久	保	広	信	議員
1 9 番	太	田	克	典	議員	2 0 番	我	妻	徳	雄	議員	
2 1 番	木	村	芳	浩	議員	2 2 番	相	田	克	平	議員	
2 3 番	島	貫	宏	幸	議員	2 4 番	小	島		一	議員	

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 中 川 勝 副 市 長 井 戸 将 悟

総務部長	須佐達朗	企画調整部長	我妻秀彰
市民環境部長	後藤利明	健康福祉部長	堤啓一
産業部長	山口昇一	地方創生参事	武発一郎
建設部長	杉浦隆治	会計管理者	船山弘行
上下水道部長	宍戸義宣	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院 事務局長	渡辺勅孝	総務課長	安部道夫
財政課長	遠藤直樹	総合政策課長	安部晃市
教育長	大河原真樹	教育管理部長	菅野紀生
教育指導部長	佐藤哲	選挙管理委員会 委員長	小林栄
選挙管理委員会 事務局長	村岡学	代表監査委員	森谷和博
監査委員 事務局長	宇津江俊夫	農業委員会会長	伊藤精司
農業委員会 事務局長	町田和利		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	高野正雄	事務局次長	三原幸夫
庶務係長	金子いく子	議事調査係長	渡部真也
主査	堤治	主事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第3号により進めます。

~~~~~

日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。  
順次発言を許可します。  
一つ、学校教育における食育の推進について外  
1点、18番小久保広信議員。

〔18番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○18番(小久保広信議員) おはようございます。  
久々の一般質問であります。2年ぶりになりますが、けさ、ちょっと私自身ふんまんやる方ない  
思いをしておるんですが、気を取り直して2年ぶ  
りの一般質問をしていきたいというふうに思い  
ます。

私の一般質問、平成27年3月以来のことになり  
まして、平成19年の初当選以来33回目になります。

まず初めに、学校教育における食育の推進につ  
いてお伺いをいたします。

私が食育について質問を行うのは平成19年9月  
定例会、24年9月定例会、26年12月定例会、今回  
で5回目になるんですが、食育は平成17年に食育  
基本法が施行され、本市では平成19年9月のとき  
によりやく担当課が農林課となり、食育への取り  
組みが始まりました。

そして、平成20年から食育推進ワーキンググル  
ープ会議が開催をされ、21年度から米沢市食育推  
進計画策定委員会が発足をし、ようやく平成23年  
3月に計画期間が23年度から27年度までの第1  
次米沢市食育推進計画が策定をされました。

そして、28年4月に第1次食育推進計画の検証

評価をもとに第2次の計画が策定をされた状況  
になっています。

この第2次米沢市食育推進計画では、4、基本  
的な施策（2）学校・幼稚園・保育所等における  
食育の推進という項目で、基本的な考えとして  
「幼い頃から望ましい食習慣の確立を図り、生き  
る力を育むため、幼稚園・保育所、学校等で食に  
関する知識の習得とさまざまな体験学習や活動  
の機会を多く設けることで、多目的・総合的に推  
進します」としています。

施策の内容として、①として幼稚園・保育所等  
における食育の推進、②として小中学校における  
食育指導の充実、③学校給食の充実、④高校、大  
学等における食育の推進としています。

主な取り組みでは、1つ目に学校給食等を活用  
した食の指導の充実を挙げ、「栄養教諭などを中  
心として、教科などと連携し、子供の食に対する  
関心や意識を高め、健全な食生活の実践に向けた  
意識づけを行うなど、給食を生きた教材として活  
用することを推進します」。

2つ目に、食に関する指導の充実として、「各  
学校では食に関する指導の全体計画及び年間指  
導計画を策定し、学校教育活動全体の中で体系的、  
継続的に食育を実践します。食文化と結びついた  
伝統的な行事や子供自身が育てた食材を調理し  
て食する体験といった食に関する具体的な活動  
を通じて、子供たちの食に関する関心を高めてい  
くとともに、保護者が食に関する理解を一緒に深  
められるよう、行事や給食だより等を通じて家庭  
との連携を図ることを推進します。また、関係教  
職員を対象とした研修会を通して、食育の重要性、  
必要性の理解を促進するとともに、指導内容の充  
実を図ります」としています。

さらに、米沢市教育・文化計画平成29年度目標・  
重点・事業計画の学校教育、1の（4）健康づく  
りの推進の平成29年度の重点として、「2 地元  
食材を活用した学校給食の充実」を挙げています。  
事業計画として、「地元食材の活用と地域の特性

を生かした献立の作成」としています。

今申し上げた推進計画の内容や教育・文化計画の実践はどのようになっているのでしょうか。さらに、地元食材を活用した食育はどのように行われているのでしょうか。他の施策などは考えておられるのか、お伺いをいたします。

同じく平成29年度の重点の「3 小中学校連携した食育の充実」の主な事業計画として、「小・中学校が連携した食育の指導法の研究」とあります。小中学校が同じ食材、料理を食べています。このことをしっかり生かしていく必要があると考えます。連携した具体的な取り組みはどのようなものなのか、それとも単に現在研究で終わってしまっているのか、お伺いをいたします。

次に、米沢市教育・文化計画平成29年度目標・重点・事業計画の学校教育、1の（4）で健康づくりの推進の平成29年度の主な事業計画では、食育を通して子供自身が生きていくために必要な力を身につける、つまりマスターするということを目指した「子ども食育マスター育成事業」に取り組むとしています。

このようにすばらしい取り組みが平成28年3月定例会の相田光照議員の質問の答弁では4ないし5校がモデル校として実践しているという答弁でした。現在も同様の取り組みなののでしょうか。

同じだとするならばモデル校となった児童しか食育を通して子供自身が生きていくために必要な力を身につける、つまりマスターすることができないのでしょうか。そのときにたまたま在籍した児童だけが学べるというのは教育の機会均等に反するのではないのでしょうか。教育委員会の見解をお伺いいたします。

「各学校の食育全体計画に基づく食育の実施」とあります。さきに述べた食育推進計画でも「各学校では」としており、学校ごとに違う食育が行われていることになるのでしょうか。米沢市の全ての小中学校で共通する食育はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

これは平成26年12月定例会でも申し上げておりますが、当時の土屋教育指導部長からは「具体的な教材等については、今各学校で工夫しておりますけれども、その中でも共通にできるものなんかについては今後ぜひ取り上げて、全市で指導していければと思います」という答弁をしていますが、統一的な教材はどのようになっているのか、お伺いいたします。

米沢市として米沢の小中学校に通っている児童生徒には最低限これだけは学んでほしい、覚えてほしいこと、全児童生徒が同じことを食育で学ぶことが必要だと思いますけれども、このことについてどのように教育委員会として考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、学校での食育のかなめである学校給食についてお伺いいたします。

第2次食育推進計画では地場産物を取り入れた学校給食の推進として、「身近にとれる地場産物や児童・生徒の栽培活動で収穫した食材を学校給食に使用することで、地域の自然や文化、農業等について理解を深め、生産者への感謝の気持ちを持てるようにします。また、地場産物をより多く使用するために地場産農産物供給システムを効果的に運用します」としていますが、現状はどのようになっているのでしょうか。

また、学校給食における地場産農産物の使用割合、目標が35%ということで、昨年度達成されたというふうな報告があったというふうに思いますが、ほかの市町村では5割を超えるところが多くありますし、さらなる取り組みが必要と考えています。どのように教育委員会としてお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、学校給食調理の現状についてお伺いいたします。

平成26年12月定例会で日本一の学校給食を目指してとの一般質問をさせていただきました。その後、東日本でトップレベルと言われた米沢市の学校給食の現状はどのようになっているのでしょ

うか。

学校給食の調理現場では昨年度10件もの公務災害が発生をしています。その原因をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

今、正職員と嘱託職員の比率が同数になっているところが多いですが、嘱託職員の勤務時間数は何時間なのでしょう。正職員と同じ勤務時間数なのでしょう。嘱託職員がふえた分、その負担が正職員にのしかかっている現状にあるのでしょうか。

そのため、食数に合わせた現在の調理師の配置基準では正規も嘱託も関係なく人数だけですが、勤務時間に差がある現状では相当な無理が出ているのではないのでしょうか。配置基準の見直しが必要だと思いますけれども、教育委員会は現状をどのように把握しておられるのか、そして、どのように対応しようとしているのか、お伺いいたします。

調理師さん方は米沢市の質の高い給食を守りたいと思っていますし、食育としての学校給食をもっともっと進めていきたいと考えています。しかし、一方では代替の要員がおらず、1人減で調理しなければならない日が出てきていると聞いています。そのためにメニューを変更したとも聞いていますし、栄養士が調理をしなければでき上がらなかった日があったということも聞いております。このような職場の状況は認識しておられるのか、お伺いいたします。

栄養士や栄養教諭が調理業務に従事しなければならないということは、本来の業務である子供たちへの食育ができないということになります。その改善をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、食物アレルギーのある生徒が食材変更の連絡不徹底で食べてしまったという事故がありました。その後の対応はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

さらに、アレルギーのある児童生徒への対応は

きちんとできているのでしょうか。その対応は栄養士や栄養教諭が行っているのでしょうか、お伺いいたします。

さらに、栄養士や栄養教諭が配置になっていない学校ではどのようになっているのでしょうか。調理師が対応しなければならないとも聞いていますが、どのような現状なのか、お伺いいたします。

全部の学校への栄養士、栄養教諭の配置が必要なのではないかというふうにも考えます。県に対し要望などは行っているのでしょうか。していなければ行いが必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、統合中学校での学校給食です。

平成31年度に二中与南原中が統合されますが、2校合わさった生徒数に今の親子給食で対応できるのでしょうか、お伺いをいたします。

対応できないからセンター化に向かうのではなく、親子方式から自校方式への転換を図っていかねばならないと考えます。食育を充実させるためにも、地産地消を推進するためにも、学校給食が基本であり、そのためには自校方式の調理が非常に有効であることは誰もが認めるところで

す。

食育や地産地消の進んでいる自治体では、共同調理の給食センターから自校方式の調理に今治市のように転換をしています。

いまだに米沢市の行財政改革大綱には調理業務のあり方が取り上げられ、民間委託やセンター化が模索をされています。

本市は自校方式の学校給食です。この方式を充実させること、中学校給食を親子方式から自校方式に転換することが今まで以上に食育の充実と地産地消の推進が図られていくと思います。そのためにも、これから統合するであろう中学校には調理室の新設を図るべきではないのでしょうか。

最後に、学校教育活動において学校給食をどう位置づけているのかについてお伺いいたします。

よい学校給食とは工夫の余地が多い学校給食、子供の近くにある学校給食、教育の可能性が高い学校給食、食の安全のリスクが低い学校給食、地域、保護者が参加できる学校給食です。当局の考える学校給食はどのようなものなのでしょうか、お伺いをし、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 それでは、私から2項9点についてお答えをいたします。

初めに、地元食材の活用について申し上げます。

地元食材の活用については、地域の特色を生かした献立作成のほかに、本市のホームページでは伝統色、郷土料理を取り入れた給食について、写真を掲載しながら紹介をしているところです。

掲載しているメニューは、冷や汁、うこぎ御飯、菊入りお浸し、鯉の揚げ煮ですが、それぞれについて本市特有の食材であることはもとより、レシピやそのつくり方なども紹介しております。

ほかにも各学校で地元食材を納入いただいている生産者の皆様の写真を校内に掲示したり、給食記念週間などで学校にお招きし、児童とともに食事をしていただきながら収穫までのお話などをお伺いしたりするなど、地域に根差した食育の取り組みを行っております。

また、日ごろお世話になっている給食関係者の方々へ感謝の手紙をお渡ししたり、掲示をしている学校もあるようでございます。

次に、小中学校における食育の連携についてお答えをいたします。

教育委員会では平成24年度より小中連携食育指導を実施しております。これは小学校に配置されている栄養教諭が中学校に出向き、中学校教諭と連携して食育に関する授業を行うものです。栄養教諭の専門性を小学校のみならず、中学校においても生かしていくことで、中学校における食育を広げていくことを目的としており、これまでの5年間で5つの中学校が実践を行ってまいりました。

た。

具体的な実践事例としましては、昨年度、窪田小学校の栄養教諭が第七中学校に出向き、家庭科担当教諭とともに和食をテーマにした授業を行いました。子供たちの多くが洋食中心となっている現在において、ユネスコ無形文化遺産にも登録された和食のよさを改めて知り、自分の力で和食の献立を立て、各家庭において実践するという取り組みでありました。

栄養教諭との協同的な取り組みにより、中学校での食育の中心となっている家庭科教諭の授業力向上や単元開発につながっていることも成果の一つであります。これ以外にも栄養教諭が必要に応じて小中学校に出向いて栄養指導を行っております。

今後も小中学校が連携した食育の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、子ども食育マスター育成事業についてお答えをいたします。

本事業は平成23年度にスタートし、今年度で7年目を迎えます。予算額を考慮しますと全ての学校が1年間の中で一斉に実施することは難しいため、毎年5校程度が活用しており、これまで小中学校26校中16校が活用してまいりました。

昨年度からは山形県立米沢栄養大学と連携した食育出前講座を設けており、授業がより活用しやすくなり、実践校がさらに広がりました。この食育出前講座は今年度も継続して設定し、さらに実践校を拡大していく予定でおります。

本市の食育は各学校がそれぞれの地域の特色や各教科・領域における横断的な関連を重視しながら計画を立て、その計画に基づいて指導を行っています。家庭科や生活科、総合的な学習といった教科・領域の中で行う食育は、学習指導要領に基づいて指導しておりますので、子供たちは共通した学習内容を学んでまいります。そこに地域の特色等を生かした学校ならではの内容を織り込みますので、特色ある食育がなされていると思って

おります。

本事業は各学校がより充実した食育指導が実践できるよう支援するものであり、本事業を活用していない学校においても計画に基づいて食育の実践を進めておりますので、教育の機会均等に反するものではございません。

今後も本事業を有効に活用しながら、食育の推進を図ってまいります。

次に、食育の統一教材についてお答えをいたします。

統一的な教材としましては、教科内における食育であれば教科書を活用して指導を行っておりますが、そのほか文部科学省より「たのしい食事つながる食育」という資料が各小学校に配付されておりますので、これらの資料も各校で活用いただいております。

また、給食指導時には給食献立作成委員会が作成した「給食一口メモ」を小中学校双方において同一の資料として活用し、給食の食材や郷土料理、食事のマナーなどについて学んでおります。

次に、学校給食における地場産農産物の使用割合についてお答えをいたします。

学校給食における地場産農産物供給事業については、平成23年度から取り組みを始めた事業で、今年度で7年目となります。

その事業概要は、あらかじめ供給可能な取り扱い品目を各学校へ通知し、学校給食で使用する場合、米沢青果株式会社へ発注を行い、置賜産の野菜等を当該校へ納品いただくシステムです。当初の取扱いは2品目でしたが、本年度は12品目まで増加しております。立ち上げ以前である平成22年度の置賜産野菜等の使用率は29.5%でしたが、平成27年度では35.1%まで増加したところです。

また、この事業につきましては、各学校と米沢青果株式会社が直接やりとりを行っているわけですが、農林課と学校教育課で側面支援を行いながら、定期的な情報交換等を行い、細部での修正を行いながら現在のシステムを構築してまいり

ました。

今後も地元の生産者が供給可能とする取り扱い品目を増加していただければ、地産地消率のさらなる向上を図ることは可能と考えているところであります。

なお、その他の地産地消率向上の取り組みとして、各学校の周辺で構成される地元の生産者グループから直接食材を納入いただく事業についても各学校で独自に取り組んでおりますので、御承知おきいただければと思います。

次に、学校給食の調理の現状についてお答えいたします。

公務災害につきましては10件とありましたが、通勤災害を1件含んでおりますので、調理場における公務災害の9件について御説明させていただきます。

被災時の状況としましては、調理中が5件で、主に左手の指の負傷であります。食器等の洗浄や片づけ中が3件、その他休憩中、段差につまずき左足の指を骨折したというものが1件となっております。

過去の発生件数と比較しますと、平成25年度が2件、26年度が5件、27年度が2件でしたので、28年度は例年より多く発生した状況であります。平成28年度に増加した理由につきましては、施設や調理事業者の人数は前年度と変わらないことから、原因が特定できないところでございます。

教育委員会としましては、公務災害の根絶に向けて、引き続き調理従事者に対する注意喚起を行うとともに、施設や設備にふぐあいが発生していないかなど安全確認を行いながら、公務災害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、嘱託職員についてであります。学校給食調理嘱託員の勤務時間は1日6時間45分で、正職員より1時間短い勤務時間となっております。

調理業務に関しましては、親子給食に伴った作業等もあり単独校との違いはあるものの、各校の食数に応じた適切な人員の配置を行っているも

のと認識をしております。したがって、配置基準の見直しについては考えていないところでございます。

次に、学校給食における調理従事者の代替者については、平成29年4月1日現在、教育総務課所属の学校給食調理嘱託員が2名、代替者登録をいただいている方、いわゆる地元代替者が12名おります。代替者登録をいただいている方については、年齢等の事情によりおやめになる方がいる一方で、新たに登録いただく方が少なく、年々減少傾向にございます。

このような状況から、代替者の確保ができず、やむを得ず人員減となり、学校栄養職員が調理業務を行ったりしていることは把握しております。

今年度になり、コミュニティセンターの協力等により新たに3名の代替者登録をいただき、現在は15名に増加しております。

教育委員会としましては、今後も代替者の確保は喫緊の課題であることから、校長会を初め各地区のコミュニティセンターにも協力を依頼しながら、早急に代替者の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、食物アレルギーの対応についてお答えいたします。

本年2月における食物アレルギーの事故につきましては、同じことを二度と繰り返すことがないように、4月には手引きについて一部を改正し、校長会を初め学校給食関係者へ周知徹底を図ったところです。

また、食物アレルギーへの対応は栄養教諭が行っており、未配置の学校は調理師が対応しているのかという御質問については、組織的な対応を行うよう手引きへ明記しているところですので、調理師のみがその代理機能を行うことはございません。

学校での組織的な役割の一例を申し上げれば、食物アレルギーを持つ児童生徒の情報収集については養護教諭が中心となり行っております。ま

た、アレルギーを含む食材の情報提供や喫食の可否に係る保護者とのやりとりについては栄養教諭等が行っておりますが、未配置の学校については給食主任が行うこととしております。

また、管理職や学級担任の役割も明記し、多くの職員が複数の目にかかわるような体制を整えているところでございます。

なお、各学校への栄養教諭等の配置につきましては、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において定められておりますが、今年度5月1日付で栄養士が追加配置されたということもございますので、今後も県に対して要望していきたいと思っております。

次に、平成31年度に統合されます第二中学校と南原中学校の親子給食についてお答えいたします。

現在、第二中学校への給食についてどのように対応するかは、今後の児童生徒数の推移を考慮しながら、どのような方法がよいのか検討を重ねてまいります。

次に、新設する中学校に給食室設置との質問がありますが、適正規模・適正配置の検討を行う中で、給食業務のあり方とあわせて検討していきたいと考えております。

最後に、学校給食をどう位置づけるかについてお答えをいたします。

学校給食については、学校給食法の目的に掲げられている次世代を担う子供たちが適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、そして、安全で安心できる給食であるべきことだと思います。

また、我が国のすぐれた伝統的な食文化について理解を深めることや食にかかわる人々への感謝の心を持つことなど、学校教育の一環として位置づけているところでございます。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） では、2回目の質問

をさせていただきたいというふうに思います。

まず、順番は後先になるんですが、栄養教諭の部分です。先ほどアレルギーの関係では栄養教諭がないところは組織的な対応をしているんだというお話だったと思うんですけれども、そこはいてもいなくてもみんな組織的な対応をしているのではないかなというふうに私は思うんですけれども、壇上でも申し上げましたけれども全校配置というのはやはり必要なんではないかなと。そうしないとなかなか本来のそういった食育であるとかアレルギー対策であるとかというのはできないのではないかなというふうに思うんですけれども、その点再度伺います。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 ただいまの学校栄養職員の配置についてお答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたけれども、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づきまして、学級編制でありますとか教職員の定数について現実に決まっておるところでございます。

ですので、例えば児童生徒が1人減れば学級数が減るとか、その生徒数に合わせて職員の配置が変わることになっておりますので、なかなか難しいところではあります。

ただ、議員お述べのとおり栄養教諭とか栄養職員が学校におれば大変ありがたいというふうには思っておりますので、これからも引き続き県のほうに要望してまいりたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 予算も絡むんでこれ言おうかどうか迷っているんですけれども、市単独配置というのもありなのかなというふうに思います。何ならば米沢栄養大学ができて、その卒業生が出てくるわけです。栄養教諭の資格も取れる学校ですから、そういった方がこの米沢に残ってもらう、そういった意味からも県で配置

だけではなくて市としても配置をしていく、そういったことも視野に入れるべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 米沢栄養大学の存在は大変大きなものでありまして、先ほども出前講座等、大変学校教育におきましても御協力いただいているということであります。

ただ、栄養職員の配置ということに関しましては、やはり教育委員会だけで決められることでもありませんし、学校の教職員を市で雇うということとはまずあり得ないことでありますので、市全体のことでありますので、私のほうから結論的なものをお話することはできないというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 教育委員会の場合そういう答弁になるなというふうには思うわけですが、栄養大学ができて卒業しても就職がないよといったら学校に来てくれない、そういった時代になっていくわけですから、これは米沢市全体として、答弁要りませんので要望としておきますけれども、考えていただきたいというふうに思いますし、管理栄養士、栄養教諭、そういった資格を生かせる職場を米沢市としてもつくっていくことが必要なのではないかなということで全校配置という話をさせていただきました。

次に移りますが、小中学校との連携ということで栄養士さんが中学校に出向いてという答弁でございましたが、そのほかに保護者との連携や地域との連携、小学校があるその地域の方々との連携というものがどうなっているのかなというふうに思いますし、PTAを通じてという給食だよりなんだというふうに思うんですけれども、それだけでいいのかなと。もっと積極的にいろいろなことをする必要があるのではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 今議員お述べのとおり、食育に関しましては学校教育だけで充実するものではありませんので、家庭との連携ということが必要になると思います。

学校のほうでは給食試食会の実施でありますとか給食だより、食育だよりを発行しております。また、学校によってはアンケートをとりながら、ともに食を考えていくというような取り組みをしているところもあります。PTAでありますとか母親委員会等、そういった取り組みもあるようであります。

また、学校保健委員会という組織の中でも子供たちの体について報告しながら、ともに食育を進めていくということもあります。

また、学校によってはですが、ホームページ等できょうの献立を紹介したりということで、家庭と連携した食育を進めていく必要があるというふうに考えております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） ぜひ地域と連携をしていくといったことで、小中学生だけでなく高校生、大学生、そして、大人になってからもそういった食育という部分でつながっていくのかなというふうに思いますので、ぜひその点についてはお願いをしたいというふうに思います。

次ですが、食育白書というものが農林水産省から出ているんですけれども、その中の山形県高畠中学校の事例が載っていました。その中で、県がモデル校にしたんでしょうか、高畠中学校、大規模中学校なわけですけども、そこにおいて可能なもの全ては地元農産物をということで取り組みをしているようです。

地区単位に集会所を設けて、そこに搬入してもらって集荷してもらって学校に納入するといったシステムであるとか、そういったきちっと供給、消費がしてもらえるということで、供給量もふやせる、栽培量もふやせるというような話になっていきますし、もしもこういったシステム、米沢青果

とのシステムはありますけれども、もう一方でそういったシステムも取り入れてはどうかというふうに思います。

とりわけ、ジャガイモやニンジン、タマネギなどといった大量に学校給食が使う食材、ここがまた前にも山形市の例を挙げて申し上げたんですが、もう委託栽培をしてくださいということで、山形市なんかはジャガイモをやっています。そういったこともこういった事例、システムを考えれば少しでもできるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 本市の地場産農産物の学校給食における納入につきましては、生産者グループから納入いただいているところと米沢青果さんと連携しているところ、2つありますけれども、今お話のあったような新しい取り組みということもこれから研究してまいりたいと思います。

ただ、今までの経過もありまして、周辺部の学校であれば本当に地元の方が個人で納入してくださる部分もあります。各学校でその学校の成り立ちですとか周りの環境に応じてさまざまな取り組みを行っているようでございますので、先ほどの大量の供給が可能かということも含めて研究していく必要があるかなというふうに思っております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） その大量に使うものの確保ということで、前もちょっと議論させていただいたときに置いておくところがないんですという話があったわけですけども、そういった集会所みたいな形で農家の方に持ってきていただくような、そんなシステムというものもありなのかなというふうに思いますし、ぜひもう少し詳しく高畠中学校などを参考にしてもらえればなというふうに思います。

その高畠中学校の取り組みの中で食品ロスの削減の取り組みというものも載っておりました。規

格別のものを使ってという話で、いろいろなレシピを生徒が考えたり、そういったものを使用して、規格外の農産物を使って学校給食をつくっていきという事で、県としてこの事業をモデルケースとしてやっていきたい。この成果を普及させていきたいんだということが載っております。こういった取り組みを米沢市としてやっていく考えはございますでしょうか。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 高畠中学校の取り組みは非常に興味深いものがありまして、こんなことができるのかというふうに感心しているところがありますけれども、実際本市の学校におきましてさまざまな食材が入ってくる。それも規格外のものが入ってくるというふうになりますと、調理現場での調理過程での難しさがあるのではないかと。効率が落ちるでありますとか安全面のことを考えますと難しい部分があるのかなというふうに思います。

高畠中学校の例でありますと、モデル事業でありますので専門の食料の搬入でありますとか納品の部分で専門の加配職員がいるということも聞いておりますので、やはりそういった取り組みを進めるについては環境整備が必要でありますので、すぐに全校にということは難しいのかなというふうに考えております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 調理師さんの協力がなければそれはできないこととありますし、その調理師さんの話をちょっと先ほどもさせていただきましたが、交通のが1件だったから9件だというお話だったわけですが、本当に労災、異常な状態だというふうに私は思いますし、そういった意味で正職を超えるところでは、今まで正職員のほうが多かったんですけれども、同数になっている。そうすることで時間数が1時間短いわけですから、その負担が正職にかかっている。そういったことが背景にあるのではないかなとい

うふうに思いますし、作業環境においても調理台や水槽が低かったりしてやりづらいであるとか、ドライシステムなんだけれどもウェットの釜で煮炊きをしなければならないとか、そういった面が多々報告がされていますし、そういった現状が教育委員会のほうにも行っているというふうに思っているんですが、その改善は教育委員会としてはどのようにお考えなんでしょうか。

○島軒純一議長 菅野教育管理部長。

○菅野紀生教育管理部長 まず、安全・安心な学校給食の提供に努めていただいていることを感謝申し上げます。

ただ、老朽化に伴いまして施設等の改修を随時行いながら、施設の環境整備に努めてまいりました。今後は適正規模・適正配置計画を考慮しながら計画的な施設改修を行いまして職場環境の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） ぜひ今答弁いただいた中身を実践をしていただきたいと思いますと思うんです。もう既に老朽化の話にいきますと結構大変な学校があるというふうに聞いておりますし、その実態は教育委員会もつかんでいるという話も聞いています。

なのに、そのことが改善できていない。先ほども予算上無理なのでマスター事業は四、五校しかできないんですよ。全部の学校が終わったのかなという、終わっていないんです。たまたまその時代にその学校にいたからそういった授業が受けられた。それも問題だというふうに思いますし、施設についても段階的にやっていきますよと。

本当にきちっと実践をしてほしい。そうしないと今の学校給食の調理現場は綱渡り状態だというふうに思います。いつか重大な事故が起きてしまう可能性が非常に高いというふうに思います。職場環境の改善とともに調理現場の施設の改善、

もっとスピーディーに行うべきだと思うんですが、いかがですか。

○島軒純一議長 菅野教育管理部長。

○菅野紀生教育管理部長 確かに予算が必要な、膨大な予算がかかるかなと思います。そういった意味では、大変早急にという部分では厳しいものがございますので、さまざまな市の計画の中で検討しながら財源が確保できればということで、随時、計画に従いまして進めていければなというふうに思っております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） よく安心・安全な、枕言葉のように出てきます。これ枕言葉で終わったらだめなんです。本当に安全・安心な、そしておいしい学校給食、子供たちが食べて、私なんかは給食の時間が一番楽しみだったわけですが、それだけじゃだめなんでしょうけれども、学校給食がおいしいから学校に行くぞ、それだけでも私はいいんじゃないかなと。最初はいいと思うんです。

ある人のお話を聞きますと、学校給食がおいしくないから学校に行かないという、そういった転校していった子がいたそうです。それもどうなのかなと思うんですけれども、でも、そうになってしまうようなことのないように、そして、それが安心・安全なことをきちっとできる、そのための施策をやはりきちっとやっていただきたいと思います。もう1回答弁を求めても同じ答えしかないですね。

なので、ちょっと次のことで視点を変えて言えますけれども、労働安全衛生規則というのは御存じですよ。総務部長も聞いていただきたいんですが、第23条、委員会の会議というところがあるんですが、事業者は安全委員会、衛生委員会または安全衛生委員会を毎月1回以上開催するようにしなければならないとしておりますけれども、本市の状況はどのようになっていますか。

○島軒純一議長 菅野教育管理部長。

○菅野紀生教育管理部長 平成28年11月に教育総務課と学校教育課が置賜総合文化センターに移転しましたので、センター内で勤務する職員が50名を超えたということで、新たに米沢市教育委員会職員衛生委員会をこの4月に設置したところでございます。

早速4月に第1回目の衛生委員会を開催しておりますけれども、当面の間は市の衛生委員会の開催にあわせて開催していきたいというふうに考えておりますが、課題が発生して早急に解決しなければならない、また、解決できるような手だてが検討できるようであれば随時開催したいというふうに考えております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） それと、毎月1回開催して、そのほかに随時ということじゃないですよ。米沢市は二月に1回でしたっけ。規則どおりになっていないんですよ。なぜですか。これは総務部長に聞いたほうがいいのか。なぜしないんですか。規則でなっているんですよ。1回以上開催しろと書いてあるんですが、どうなんですか。どちらか答弁ください。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 規則では毎月1回開催するものとするというふうになっているかと思いますが。本市の場合には基本的には偶数月に開催しております。ちょっと日程がとれなくて奇数月にずれ込むときもありますが、基本的には偶数月の開催をしていると。

これにつきましては毎月1回というのが原則ですが、やはり課題にもよるのかなというふうに思っております。差し迫った課題とか緊急性のある課題、そういったものがあれば当然開催するわけです。

法令上、定期的な開催を月1回求められておりますが、その内容によっては現在の回数でもある程度目的を達成できるのではないかとということで、現在は偶数月の開催としているところでござ

います。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番（小久保広信議員） 何かその答弁は納得できないですし、それで本当にいいんですか。衛生委員会というのは課題があるからするんですか。そういうものなんですか。違うんじゃないですか。日々の点検も含めて、公務災害とか、そういったものが起きないように、それで職場環境がきちっと守られているのか、健康がどうなのか、そういったことがきちっとやられているのかもその衛生委員会の中で議論する必要があるんじゃないですか。課題はいっぱいあるんじゃないですか。いかがですか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 毎月開催は望まれるところだと思っております。法令上もそのようになっていると認識はしております。

ただ、課題解決について隔月開催で十分対応できるような体制にあるというふうに思っておりますので、法令の趣旨は重々承知しておりますが、業務との関係もありまして現在のところは偶数月の開催だということで御承知おきいただきたいと思っております。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番（小久保広信議員） 今の答弁……、後から答弁なっていないよという話も、私も思いますし、行政として法令でしなければならないことをちゃんとやっていないこと自体がおかしいんじゃないですか。行政がイの一番に守らなければならないことじゃないんですか。それをやっていない。

では、どうやって民間企業にお話をするんですか。こここのところは通告していませんから余り突っ込みませんけれども、その考えはおかしいというふうに思いますし、ぜひ是正をしていただきたい。

とりわけ教育委員会、今まで例年二、三件だったのが昨年度9件。3倍ですよ。原因もよく把握

できていない。それでいいんですか。現状のままです。いっとらことしも同じようなことにならないですか。

その委員会をきちっと機能させることでそういったことが未然に防げる、そして、そのことが子供たちに安全で安心な学校給食を提供できる、そういったことにつながるんじゃないですか。どうお考えですか。

○島軒純一議長 菅野教育管理部長。

○菅野紀生教育管理部長 おっしゃる意味は重々わかっておりますし、また、学校現場の大変さも重々承知しております。

そういった中で、毎月給食業務検討委員会なども開催しながら、現場の御意見を伺いながらさまざまな改善を図っておりますし、今回、昨年度非常に公務災害、公務中の災害が多かったということで、年度末ではございましたけれども、全小学校のほうに学校長宛てに注意を喚起するようにお願いをしまして、また、調理現場のほうにそういった指示、お願いをしっかりといただくように手配をしたところでございます。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番（小久保広信議員） ここもまた改めてほかの機会でお話をさせていただきたいなと思います。

もう一つ、学校給食の位置づけということで教育長のほうから御答弁をいただきました。以前同じような質問を原教育長にさせていただいたときには、学校給食は教育の一環であるというようにお話もいただいていたけれども、その点は教育長、どうなのでしょう。学校給食について教育の中ではどう位置づけているのでしょうか。

○島軒純一議長 大河原教育長。

○大河原真樹教育長 先ほど答弁申し上げましたけれども、私も食文化について理解を深めるとか食にかかわる人々への感謝の心を持つということで、学校教育の一環だというふうに思っております。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番（小久保広信議員） 私は50分でやめるつもりだったんですが、ちょっと延びていますけれども、ぜひ学校教育の一環である学校給食を本当に安心・安全でおいしい、そして、それも地元の食材をいっぱい使って、子供たちが健やかに成長できる、そういったものにするために、ぜひ職場環境も含めて、本当に調理師さんたちは一生懸命やっています。おいしいものをつくろうと。そこは教育現場にいらっしゃった先生方であれば十分にわかっていらっしゃることだというふうに思っていますので、ぜひ食育をもっともっと進める上でも、そして、子供たちが生きる力をつける上でも、米沢の学校給食を本当にトップレベルにしていなければなということをお願いして質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で18番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

~~~~~  
午前11時01分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、市役所窓口手の利便性を図るために外2点、6番山田富佐子議員。

〔6番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○6番（山田富佐子議員） おはようございます。公明クラブ山田富佐子です。

本日は6月定例会一般質問に傍聴に来ていただいた市民の皆様、放課後児童クラブの皆様、本当にありがとうございます。

早いもので議員2期目の後半2年となりました。このたび島軒新議長、木村芳浩副議長が誕生、委員会も新体制となりました。議長にしっかり呼吸

を合わせ、持続可能な米沢を目指し、市民が幸せを実感できる、そして、私の議員としてのテーマである命、暮らし、未来に安心の米沢を構築するために、お一人お一人の声に耳を傾け、米沢に住み続けてよかったと思っていただけるよう、さらに決意を新たに取組んでまいります。

今回は市役所窓口手の利便性を図るために、また、健康長寿日本一のために現在の市民の健康に関する意識や実施事業の評価、そして、屋内遊戯施設の整備や放課後児童クラブの運営についてです。

山田は毎回毎回同じことばかりを質問していると思われる当局の皆さん、議員の皆さん、市民の皆さん、いらっしゃるかもしれません。しかし、私は必要と思うことは何回でもしっかり提案していきます。また、提案し実現した事業が本当に市民のために効果があったのか、提案したままでなく、さらに拡充または縮小するなどの自身も検証していかなければならないと思っていますので、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

1、市役所窓口手の利便性を図るために。

証明写真機の設置についてお伺いをいたします。最初に、昨年1月より始まりましたマイナンバー制度の申請状況についてお伺いをいたします。マイナンバー制度は国民一人一人に12桁の個人番号をつけ、年金、社会保障、子育て支援に役立てようとするものです。

国はことしの秋ごろから本格的な運用が開始されるマイナポータルでカードを使ってワンストップでの子育て関連手の申請、届け出のほか、行政や民間企業からのお知らせの受け取りができるようになると思っています。

現在、米沢市のマイナンバーカードの発行数と本市の目標値、そして、いつごろまで目標を達成しようとしているのかをお伺いいたします。

市民の皆さん、特に高齢者の方は市役所の手続は文章や言葉が難しい、理解できない、字が細かく読めないなど、おっくうになってしまうと口々

に言われます。

市役所まで遠い、バスがない、タクシーではお金がかかる、また、いろいろな手続、マイナンバー申請もそうですが、顔写真が必要な場合もあります。コピーも必要なときがあります。申請なので本人が申請を希望しなければ手続はできないわけですが、写真やコピーを準備することも大変です。知人に頼めばお礼をしなければならないなどの理由から、本当に不便を感じておられます。

1カ所で1回で申請に必要な証明写真の撮影と同時に、交付申請まで簡単にできる申請機能つき証明写真の設置を提案しますが、いかがでしょうか。

2番目に、申請書記入時の案内員配置についてお伺いをいたします。

本年3月、父が亡くなり、手続のために市民課を初め2階フロアのあちらの課、こちらの課と、いろいろな課に行きました。窓口の職員の方は丁寧に対応していただきました。

例えば記入見本があっても、記入用紙はどの用紙で、どのように記入するのか、戸惑ってしまいます。また、葬式後ということもあり、疲れと緊張もあり、手続もかなりの心労でした。手続の利便を図るために手続窓口の一本化も必要であると思います。

今、新庁舎の建てかえの課題が出ていますが、コンパクトで使い勝手のよい、そして、何よりも市民目線であることなど、庁舎内の各課の配置については別の機会でご提案させていただきます。

まず、今できることとして、市民課フロア内に案内員を配置してはいかがでしょうか。市民に寄り添おうとする心の動きは自然に声をかけたり、行動に、態度に出るのではないのでしょうか。

市民は職員から市民の目線で声をかけてもらえば、帰りは必ずほっとして帰れると確信いたします。ぜひに案内員配置を要望しますが、いかがでしょうか。

次に、健康長寿日本一の取り組みについてお伺

いをいたします。

がんや糖尿病は初期の段階では自覚症状が乏しいため、健康診断を受けないでいると早期に発見できず、治療がおくれるばかりでなく、予後や重症化、さらには高額な医療費負担にまで影響してきます。

本市は糖尿病予備軍が多いのと人工透析患者が多いのは、やはり健診受診率の低下や健康意識の低下なども関係していると思われます。

健診については、健康課を中心に健診受診率の向上のために対象者に合わせ早朝健診、女性に合わせたレディース健診、地域ごと健診、土曜日健診、午後健診、社会保険の被扶養者健診、節目健診など、一生懸命企画され、多くの市民に受診していただけるよう努力されています。

本市の特定健診、がん検診の受診率を含め、課題についてどのように認識されているか、お伺いをいたします。

次に、平成27年秋より始まった健康マイレージ導入の評価についてお伺いをいたします。

健康づくりの動機づけとして、特定健診やがん検診の受診、健康教室などの参加、健康づくりのための日々の運動、例えば自分の歩いた歩数、メタボの指標である腹囲を減らす取り組み、また、禁煙の挑戦、スポーツ大会の参加など、健康づくりのメニューをポイント化し、継続して行うことで健康づくりの推進に役立てようとするものです。

一定のポイントを達成した場合は特典、例えば地域の特産物や公共施設の利用券や割引券、商品券などと交換することができ、地域経済の活性化にも寄与する仕組みです。

この取り組みはもちろん健診受診率の向上や健康意識の向上などを図ろうとするものです。この制度を提案させていただきましたが、当時の健康福祉部長は県は27年度から実施の予定であり、健康づくりはもとより受診率の向上にも効果があると考え、本市においても実施に向けて検討して

まいりたいと思いますと返答いただき、スタートをしました。

約1年半が経過していますが、市民の参加状況や健康課の評価についてお伺いをいたします。

次に、健康長寿日本一の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

市長は、平成29年度の市政運営方針の中で、市民の約3割が高齢者という現状にあり、高齢者も可能な範囲において社会を支える役割を求められている中、元気に地域社会で活躍していただける健康長寿日本一を目指し、庁内に推進本部を設置すると言われておりましたが、現在の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

次に、子育てしやすいまちづくりについて、屋内遊戯施設の整備についてお伺いをいたします。

このことについてはたびたび各議員からも質問が出ています。私は平成24年6月定例会の一般質問のときから屋内遊戯施設の整備の必要性を提案し、今まで何回も一般質問、予算委員会で質問を繰り返してきました。

本市は平成25年度私立幼稚園PTA連合会、保育園保護者連合会からの要望を受け、検討が始まり、ようやく米沢市まちづくり総合計画第1期実施計画に平成28年、29年の2カ年で屋内遊戯施設を整備すると上がりました。

市民、私たち議員もいつ当局から具体的な話が出てくるか期待が高まってきているさなか、急遽、昨年12月定例会で白紙状態となったわけです。

その理由として、子育て世代から広い駐車場も含め、単なる子供の遊び場としての中途半端な施設ではなく、一定規模以上のもの、交流や相談機能も備えた市のシンボルとなるようなしっかりした施設を望んでいるためとの理由でした。

整備について前市長に質問した際、既存の建物を活用しての設置を検討し始めた平成25年12月に返答をいただきましたが、あれから当局は市長がかわられてもずっと既存の建物を活用することについて3年間検討し続けてきたわけです。

しかし、この3年間、市立病院建てかえ問題、また市庁舎耐震不足による建てかえ、本市の財政状況などの問題が続出しました。ふるさと納税も総務省から人気の高いパソコンなどの返礼品についての指導もあり、今後は思うようにふえない可能性もある。なかなか整備は困難である。市民は大きい施設を望んでいる。今回は白紙にしよう。このようなシナリオができ上がったのではないのでしょうか。理由をすりかえているとしか思えません、いかがでしょうか。

私は本当に整備する気があるのかを聞きたいと思います。当局は改めて長期的な計画での規模の大きい施設建設の可能性や施設の複合化、さらに民間との連携も視野に入れ、計画を再検討していくとの返答でした。

しかし、米沢市は公共施設等総合管理計画では新規施設は建設しないとの方針も出ております。また、大規模な施設となれば約20億円以上はかかると思いますが、財源が確保できなければ平成31年度からの実施計画に上げることはできませんし、今市の財政状況の中で確保できる金額ではないと思います。市民への期待ばかりをあおっているような気がしてなりません。本当に整備する考えがあるのかをお伺いいたします。

次に、放課後児童クラブの運営における本市の考えについてお伺いいたします。

学童保育事業は働く親たちの強い願いにより始まり、少子化対策、仕事と子育ての両立支援、次世代育成支援対策にとって欠かせない重要な政策であると思います。

平成23年5月、今から6年前、放課後児童クラブは23施設でしたが、年々増加し、昨年5月では33クラブです。そして、本年さらに2クラブがふえたと聞いております。

中川市長は放課後児童クラブの重要性を理解され、市議会議員のときにも米沢市学童保育促進議員連盟を立ち上げ、また、県議会議員当時も積極的に全国学童保育の研修会に参加され、全国の学

童保育の状況や設置状況なども広く理解され、未来を担う子供たちの安全・安心の居場所である放課後児童クラブについて熱い思いで取り組んでこられたと認識をしております。

現在の利用児童数と昨年度放課後児童クラブに入所できない子供、つまり待機児童は何人だったのかについてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 後藤市民環境部長。

〔後藤利明市民環境部長登壇〕

○後藤利明市民環境部長 私からは、1の市役所窓口手続の利便性を図るためにについてお答えを申し上げます。

(1)の証明写真の設置についてですが、初めに国が推進するマイナンバーカードの交付率の状況についてお答えいたします。

交付率は5月末現在で本市は5.66%であり、県内平均は6.36%となっております。また、3月時点の全国平均は8.4%となっており、本市の交付率は平均を下回っている状況となっております。

このような状況であります。今後は国が市町村に配置するタブレット端末により、窓口でマイナンバーカードの写真撮影からオンライン申請まで行うことができるようになりますので、申請手続が容易になり交付率の上昇に少しずつつながっていくのではないかと考えているところでございます。

国全体として普及がなかなか進んでいない状況にありますので、当面は県内の平均交付率を参考基準としまして、引き続きPR、周知をしながら普及に努めていきたいと考えております。

次に、証明写真を必要とする手続としましては、身体障害者手帳、マイナンバーカードの申請などが考えられます。マイナンバーカードの申請の方法は、申請書に写真を張って地方公共団体情報システム機構へ郵送申請する方法と、スマートフォンなどから申請書や写真のデータを送りオンライン申請する方法の2種類があり、いずれも本人

が申請する必要があります。

市役所に証明写真機を設置すれば申請するのに便利になるかもしれませんが、この設置によりましてマイナンバーカードの申請がどれだけ促進できるかは予測が難しいところでございます。

証明写真機の設置状況につきましては、インターネットによる検索では、近いところでは白河市が市民サービスの一環として庁舎内に設置しており、全国的には設置している自治体が多々あるようでございます。

市に提出していただく申請書につきましては、できるだけわかりやすい説明書きを添えるよう心がけておりますが、特に高齢の方などはなれない用語や記入方法、さまざまな添付書類をそろえることにお困りになる方がおられることは認識しております。

御提案のとおり申請書の記入の仕方などを御説明申し上げ、証明写真も撮れて、一度で申請ができるといった市民の利便性の向上を目指していくことは、市民目線の行政サービスの提供という観点において非常に大切なことであります。

証明写真機の設置につきましては、御提案と承りまして今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

次に、申請書記入時の案内員配置についてお答えいたします。

市民課では、お客様が必要とする証明書についての確に申請できるよう、日ごろから窓口受付で記載案内をしております。特にお困りの方に対しましては、職員が率先してお声がけをして記載案内を行う体制をとっております。

特に窓口が混み合う3月、4月の繁忙期には、市民ホールに職員2名を配置して、お客様がスムーズな申請を行えるよう記載相談に努めているところでございます。

記載台にはさまざまな書類の申請用紙や届け出書が並んでおりまして、なれない申請に戸惑う方も多いと思われます。来庁者の利便性向上のため

に、引き続き積極的に声がけをしながら、状況に応じて職員が市民ホールに出て記載案内をするなど、優しい窓口対応に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

〔堤 啓一健康福祉部長登壇〕

○堤 啓一健康福祉部長 私からは、2の健康長寿日本一の取り組みについてと3の子育てしやすいまちづくりについてお答えいたします。

最初に、特定健診、がん検診の本市の状況についてお答えいたします。

まず、特定健診の現状でございますが、平成28年度の数値としましては、対象者、受診者とも減少傾向であります。法定報告としてまだまとまっておりませんので平成27年度の結果を申し上げます。対象者が1万2,828人で、受診者は4,302人でありましたので、受診率は33.5%となり、前年度に比べ0.9ポイントの伸びとなっております。

特定健診が開始された平成20年度の受診率は19.0%でありましたので、7年間で14.5ポイントの伸びとなっております。

次に、がん検診の状況についてお答えいたします。

平成28年度の受診状況は、胃がん検診受診者数は4,238人で、受診率は15.8%、子宮頸がん検診受診者数は3,515人で、受診率は26.1%です。呼吸器検診受診者数は6,455人で、受診率は24.1%です。大腸がん検診受診者数は6,710人で、受診率は25.1%。乳がん検診受診者数は2,033人で、受診率は21.8%でございます。

前年度に比べまして受診率が1.1から3.2ポイントの、残念ながら低下した結果となっております。低下の理由としましては、平成28年度の特定健診受診者数が減少傾向であることから、特定健診とセットで受診することが多いがん検診受診者数が減少したものと考えられるところです。

がん検診の目的は、がんを早期に発見し、適切

な治療を行うことで、最終的にはがんによる死亡率を低下させることでありますので、要精密検査となった場合には速やかに精密検査を受けることが重要であります。

本市では保健師が健診結果説明会や訪問、電話等で精検受診につながるまで受診勧奨を行っております。平成27年度の精検受診率は、さきに申し上げました5つのがん検診の平均で91.3%となっており、山形県の平均85.5%と比べ高い精検受診率になっており、今後も引き続き米沢市医師会等との関係機関と連携を図りながら、検診や精検受診率向上に努めてまいります。

次に、米沢健康マイレージの概要、実績、評価についてお答えいたします。

初めに概要であります。本市では市民の皆様一人一人が楽しみながら自主的に健康づくりに取り組むためのきっかけになるように、山形県のやまがた健康マイレージ事業に参画する形で、平成27年10月からよねざわ健康マイレージ事業を実施しております。

毎日の運動や禁煙などの目標を達成できた場合、健診受診、健康講座、スポーツ教室、地域活動に参加するごとにポイントが獲得でき、50ポイントになると有効期限が1年間のやまがた健康づくり応援カードを交付します。そのカードを県内の協力店に提示することにより、さまざまな特典、サービスを受けることができ、平成29年3月31日現在の県内の協力店は623店舗、米沢市内では33店舗で特典、サービスが受けられます。

事業の周知方法については、広報よねざわや市のホームページでお知らせし、チラシとポイントカードは健康課、市役所総合案内、市関係機関、各地区コミュニティセンター、協賛店等に設置、配布できるようにしております。

次に、よねざわ健康マイレージの実績及び評価についてですが、平成27年度のやまがた健康づくり応援カードの交付人数は51名で、平成28年度は16名となっております。

健康マイレージ事業の導入は、健康意識を高めるきっかけとして有効と考えておりますが、まだまだ交付人数は少ない状況にあります。そのため、今後も周知の方法をさらに検討するとともに、多くの方に利用していただくため協力店をふやし、魅力ある事業とする努力が必要と考えております。

続いて、健康長寿日本一の具体的取り組みについてお答えいたします。

今後ますます少子高齢化の進展が見込まれる中、高齢者が生きがいを持って地域で活躍できる社会を実現するためには、市民の健康長寿の延伸を図ることが極めて重要な課題であります。

その課題を解決するには、山形県が推進している健康長寿日本一を目指した取り組みとも整合性を図りながら、乳幼児期から高齢期まで全ての世代を対象に、各世代に応じた取り組みを推進することが必要と考えております。

そのようなことから、本市の具体的取り組みといたしまして、本年度は市長を本部長として市役所内に推進本部を設置し、各課で健康を意識した取り組みが図られる全庁的な体制を整備する予定であります。

また、さまざまなイベントに際し、健康長寿日本一を掲げ、市民一人一人が健康について考えていただく機会の提供を図っていきたいと考えております。

その機運を高めていくための契機として、市民に知名度のある方をお招きして健康長寿日本一キックオフイベントを開催するほか、現在調整中ではありますが、地元大学に減塩をテーマにした業務を委託する予定であり、学園都市米沢らしい取り組みができればと考えているところであります。

さらに、平成30年度には健康づくりを推進するため、家庭、地域、医療機関、企業、地元大学など、さまざまな団体との連携協力体制を構築し、いわゆるオール米沢体制のもと、市民ぐるみの運

動として展開してまいりたいと考えております。

次に、子育てしやすいまちづくりについてであります。

親子で遊べる屋内遊戯施設につきましては、子育て世代の方々から多くの御要望をいただいております、子育て支援の重要な施設の一つであると認識しております。

また、屋内遊戯施設には遊び場としての機能のほか、子育ての相談もできる子育て支援センターの機能も備えた施設への御要望もいただいております。

このことから屋内遊戯施設は単なる遊び場ではなく、子育て支援の中心的役割を果たせる機能を有した無料で利用できる施設として整備するのが望ましいと考えております。

しかしながら、子育て支援施策といたしましては屋内遊戯施設のほか第3子以降の保育料無償化事業の年齢制限の拡充など、さまざまな子育て支援に係る御要望もいただいております。

このような状況も踏まえ、屋内遊戯施設の整備につきましては、今後市役所庁舎や市立病院の建てかえ、学校の施設整備などの大型事業が予定されておりますので、財政健全化計画や公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、まちづくり総合計画の第2期実施計画の策定時におきまして総合的に検討してまいりたいと考えております。

放課後児童クラブの現状について御説明いたします。

今年4月1日現在の放課後児童クラブ数は35カ所、37の支援の単位となっており、昨年に比べて2カ所新設され、支援の単位も3つふえております。これは5年前の平成24年と比較して施設数で8カ所ふえたことになります。

利用児童数も1,321人と313人増加し、増加率は31%、約3割増となっております。市内の低学年の児童の約4割、それから高学年の児童の約2割が放課後児童クラブを利用している状況であり

ます。

現在、放課後児童クラブ事業への新規の参入は、市に届け出を提出し、施設等の基準が条例に適合しているかの確認を行った上で事業の実施が可能となっております。

本市の放課後児童クラブの創設は、今までも地域の篤志家により放課後児童クラブが設立された経過があり、その強い思いに沿った形で支援を行ってきております。

しかし、出生数の減少などにより利用児童の減少も想定されます。児童獲得のため必要以上に過剰な保育サービスの提供を行うケースも考えられ、今後放課後児童クラブにおける保育の質についてもさまざまな課題が発生することが懸念されます。

放課後児童クラブにつきましては、子ども・子育て支援計画の策定の折、アンケート調査を実施し、その必要量を計画に盛り込んだところであります。確かに年々就学児童は減少傾向にありますが、学区によっては放課後児童クラブの利用の伸びが見込まれる学区もあることから、放課後児童クラブの必要量につきましては子ども・子育て支援事業計画の中間の見直しにおきまして検証していきたいと考えております。

また、放課後児童クラブの施設整備計画につきましては、今後の放課後児童クラブのあり方を検討する必要性を市としても十分理解しているところでありますので、小学校の適正規模・適正配置や公共施設総合管理計画などとの整合性を図ることとし、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

なお、先ほど御質問ありました待機児童につきましては、現在は発生していないという状況でございます。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○6番(山田富佐子議員) ありがとうございます。

それでは、放課後児童クラブのほうから質問さ

せていただきたいと思います。

放課後児童クラブの設置については、米沢市子ども・子育て会議の中で放課後児童クラブの増設、新設の必要性についても協議することになっております。

教育委員会、地域、設置業者との連携を図りながら検討すると、私が以前質問したときに当局は言っておりましたが、この会議で今後米沢市の放課後児童クラブの増設、新設についてはどのような協議をされたのか、まず最初にお伺いいたします。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 先ほど定数等、必要な数字につきまして子ども・子育て会議の中で毎年状況を見ながら検討していると、実施状況を確認しているという状況でございます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○6番(山田富佐子議員) 実施状況の確認ということを伺いましたが、例えば本市の場合は保護者が必要に迫られて民設民営で放課後児童クラブというものが始まったわけです。

開設場所というのは民家とかアパートを利用している、全国市町村の中で米沢市は金沢市、函館市の次に3番目に民家、アパートを利用してというのが多いというのがデータとして出ております。

ところが、国は平成31年度までに30万人分を新たに整備する、そして、新たに放課後児童クラブを整備する場合は学校施設を徹底的に活用すること、そして、新たに開設するクラブの80%を小学校で実施するようというふうに文科省からの通知があるわけですが、そのことについては今年度2カ所開設されているわけですが、そのことについては事業者と協議されているのかどうか、そのことについてお伺いをいたします。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 学童クラブの連絡協議会

等からもそういった今後のそういう施設整備計画、先ほども回答申し上げましたが、そういったものを示してほしいというようなお話はいただいております。

ただ、現在、先ほどお話しいたしましたように非常に民間の方々に委託という形でございますが、多くの場所で実施していただいているという状況がございます。

それから、学校につきましては、先ほど申し上げましたように、これからの整備についてこれから計画するという適正配置等の計画もございしますので、そういった状況を把握して学童クラブについてのそういった今後の整備計画といったものも考えていかなくはならないという状況ですので、そういったものをまず状況を待って考えていきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○6番（山田富佐子議員） 今、先ほど壇上からの返答、また今の部長からの返答の中で適正配置という言葉がたびたび出てきていますが、米沢市の場合は中学校の適正配置を進めていくというのは聞いておりますが、小学校の部分は出ておりません。

そして、私が言いたいのは平成26年くらいから学校を使うようにというふうに、余裕教室を使つてとかと、いろいろそういう話が出ている中で、文科省は新設するとき、新しく整備するときに小学校を使うようにと、もう最優先として徹底的にというふうに伝えているわけです。そのことについて私は今回の2つの箇所が開設されたときに余裕教室があるのかとか、例えば学校の敷地内の、例えばグラウンドの横とか、そういうところに整備できないかどうかとか、そういう検討を実施業者と検討されたのかということ伺っているのです。そのことについて御返答をお願いします。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 新たに開設されたところと協議したかということでしょうか。

新たに実施されたところとはそういった協議はしてございません。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○6番（山田富佐子議員） それはちょっとおかしいんじゃないでしょうか。国は学校施設を徹底的に活用するというふうに前から言っているわけです。そして、私たちも何回も学校の余裕教室はないのか、敷地内に建てられる場所はないのかというデータを出してほしいというふうに何回も言っていますが、なかなか上がってこない。

その中で、やはりどんどんと放課後児童クラブは設立されていくという状況なわけです。市町村は運営委員会を設置して教育委員会と福祉部局が連携を深めて協議に当たって、双方が責任を持つ仕組みをつくるようにというふうに国は言っているわけです。

そして、もう一つ、県内には放課後児童クラブは去年のデータで山形県には336施設があります。しかし、1小学校に2つの実施主体が違う事業者があるのは新庄、村山、山形、鶴岡、米沢ですが、しかし、新庄、村山、山形、鶴岡は1学区くらいなんです。市内の中で1カ所の学校だけが2つあるというくらいなんです。

米沢はどうですか。いかがですか。米沢は6学区で2つの事業者があるんですよ。いかに行政が方針も計画もなく対応しているとしか言いようがありません。

子ども・子育て支援法では市町村が学童保育の主体者であると位置づけているわけです。それを自覚しないままに要望があれば開設を許可している行政の無責任さが、結局公設にするときに事業者同士で話を出してからじゃないと公共施設は貸せないなんていうことになって、お互いに嫌な思いをする結果につながっているのではないのでしょうか。

私もそれはこぞずっと見てきました。放課後児童クラブの担当者からも話を聞いてきました。やはりクラブを乱立させていることが公設を遠の

かせていると言っても過言ではないと思います。

このことについて市長はどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 先ほど山田議員のほうからお話がありましたように、私が市議会時代に学童の議員連盟を立ち上げたときは、せめて1校区に1施設と。そういった学童がやはりこれから必要になってくるであろうというようなことで対応した覚えがあるわけでありますけれども、ただ、今御指摘をいただきましたように1校区に複数の学童施設がある。そういったことがいろいろな面でちょっといろいろな問題が出ている部分があるのかなということも正直言って理解をしております。

確かにスムーズな運営、そして、利用される学童もふえている状況もございますので、そういったことも踏まえて設置者との協議の中でふえていったというようなことも考えられますけれども、やはり公的なものがしっかりしていれば、例えば今お述べになられましたようにその地域の学校を使いながら学童をやっていく、こういったことがやはりそういった複数の施設ということでない、児童にとっては一番いい学童の取り組みになっていくというふうに思っておりますけれども、ただ、今日までこのような形態になってきたということについては一定程度やはり対応的なものもあったのかなということも思いながら、今後お述べになりましたように学校施設、これは前々から、私が就任してからも質問が出ている問題で、学校全体でどうだということではなくて、やはり地域でどうしても学校で空き教室等で学童を始めたい、やりたいということであれば、それはその学校ごとに相談に応じるというような答弁もしておると私は理解しておりますので、そういったことについてやはり……（「当局が応じていないから、ちゃんと応じてやるようにしてください」の声あり）だから、そういったことも含めて、やはりこれからは学校、難しい問題があると

ばかり言っていられないというふうに思いますので、ただ、それを設置する方がそれでいいということも条件になってくるというふうに思いますので、そこら辺はよく精査しながら取り組んでいかなければならないのかなと、このように考えます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○6番（山田富佐子議員） 今、市長からは今までの行政の対応的にも問題があったのではないかという御返答もいただきましたので、やはりもうずっとその状況が続いている中で、各放課後児童クラブも自前で建てたりとか、いろいろなことが今始まっているわけです。

ただ、私は米沢市の小学生がどのクラブでも平等に過ごせる安全・安心な居場所の提供は行政に責任があると思います。だから、やはり開設時に学童保育連絡協議会に所属していただき、放課後児童クラブの窓口を一本化させれば、行政も情報交換や整備計画なども進めやすいと思います。

先ほど市長からは学校でも相談に応じるという話がありましたが、もちろん相談には応じていただきましたけれども、結局その1学区に2つの業者があればそこで話をつけて返事を持ってきてくださいというような感じであって、それは話し合いに応じたわけではなくて、やはり各学童に丸投げしているとしか私には思えません。

高畠町では2年前に町が放課後児童クラブの環境を責任を持って整えるために施設の整備計画を立てています。少々耳の痛いことも言わせていただきましたけれども、高畠町と米沢市、市町村の規模の違いではなくて、その学童に対する思いと責任が行政の皆さんにあるかどうかだと思います。

私はぜひ今後公設の整備計画について、自分のところはある程度整備できたので古いところからぜひどうぞとか、私たちはあと10年は我慢できるのでほかが先にやってくださいとか、いろいろな話し合いが連絡協議会の中でもできると思い

ますので、今後このことについては本当にしっかりと対応をしていただきたいと思います。

次に、申請機能つきの証明写真機の設置について再度お伺いをいたします。

先ほど部長からも返答ありましたけれども、福島県の白河市で導入しています。設置費用というのは業者が負担します。そして、市のほうには売り上げの1割と行政財産を貸し出す場所代が市の収入となります。

市民は、先ほどタブレットも間もなく国から設置されるという話もありましたけれども、まだそれはいつになるかわからないということも伺っておりますので、やはりこの写真機を利用すれば、もう顔写真の撮影から申請まで一度に行うことができる。そしてまた、写真を切ったり張ったりとか郵送したりする手間も省けますので、やはりスマホやパソコンが使えない高齢者も簡単に個人番号カードが取得できるようになります。

また、先ほどお話がありましたが、身体障害者の手帳の手続のときにも使えるわけですので、市民の皆さんの負担軽減と利便性の向上につながりますので、再度前向きに検討していただきたいと思います。

あともう1点、案内員の配置についてお伺いします。

総合案内では秘書広報課の職員が米織の着物を着て対応していただいている姿をお見かけしますが、市外からのお客様には着物でのお出迎えは好評かもしれません。

しかし、その近くで市民がどの用紙に記入したらよいかわかっている姿を見たときに、誰のための案内窓口なのか、不思議な光景でした。市民にとっては市民課職員も秘書広報課職員も違いはわかりません。全て市の職員です。

繁忙期に案内員を配置しているとのことですが、繁忙期とは誰が繁忙期なんですか。市職員が繁忙期でスムーズに手続を終わらせるためであって、市民にとっては繁忙期でもそうでなくても手続

をすることに不安があって迷っているわけです。

先ほども言いましたが、目線をどこに置くかではないでしょうか。優しい窓口対応と部長はおっしゃっていましたが、再度御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 後藤市民環境部長。

○後藤利明市民環境部長 写真機につきましては、議員お述べのとおり設置についてはさほどの市の負担がなく設置はできるだろうというふうを考えております。なので、市民サービスの向上になるかと考えられますので、御提案の趣旨は十分に理解しております。

確かに便利になりますのであったにこしたことはないかもしれませんが、現在も1階の市民フロアについては手狭な状況がありますことと、それから、実際にどの程度の件数があるかなど、ちょっと検討させていただきたいと思いますので、今回初めて御提案いただいたこともありますので、まずはちょっと時間をいただいきたいなと思っております。

職員配置の件でございますが、確かにそういった場面があったかもしれませんが、職員は日ごろから市民フロアの状況を見ながら対応を進めていることはまず御理解いただきたいと思います。

3月、4月に限らず状況を見ながら市民フロアのほうに出ていって対応しておりますので、今後も状況を見ながら対応させていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

○島軒純一議長 山田議員。

○6番（山田富佐子議員） それでは、優しい対応の取り組みについて再度検討をよろしく願いいたします。

次に、健康長寿日本一の取り組みについてですが、先ほどの答弁の中でようやく本市は33.5%まで上がったと聞いて大変うれしく思いましたが、途端平成28年度は減少傾向にあると伺って大変残念なことだと思いました。

先ほども言いましたが、米沢市というの

は糖尿病とか腎不全での死亡が多いです。人工透析患者も治療者も多いという結果が出ておりますので、やはり高齢化社会を見据えて、誰もが住みなれた地域で健康で生きがいを持って生活をするために、日常生活の見直しや生活習慣病の予防、健康づくりの意識を高めることが重要であると思います。

そう考えると、やはり健康マイレージの導入というのはすごく大きく影響するんじゃないかなと、いい効果が上がるんじゃないかなと思いますので、再度さらにPR、せっかくつくった制度です。中途半端に終わらせるんじゃないかと、さらにもう1回工夫をされて、例えば市職員からみんなで行きましょとか、何か私たちが率先垂範して取り組んでいけるような工夫をしていただければと思います。

健康の意識づけでは、山形県金山町で全国自治体で初めて5月から人の遠く及ばない鋭い嗅覚を利用したがん探知犬、犬です、それを町民の健康診断に活用するというニュースが出ておりました。

金山町は女性の胃がんの死亡率が全国ワースト1位で、胃カメラ、バリウムを飲むことに抵抗があって受診率の伸び悩みがあるということでした。

私は何もがん探知犬を入れろとかというわけではないんですけれども、やはり健診に対する関心を高めてもらうこと、そして、早期発見につなげることがやはり健康長寿日本一につながるんじゃないかなと私は思います。

やはり一番は受診率を上げることが一番だと思います。今までも何回か御提案させていただきましたけれども、健康課のほうでもいろいろ企画をされておりますが、やはり私は各地区に衛生委員ではなくて健康サポーターを設置して、その地区で健康に関する意識づけをして、健診に行っただけのような仕組みづくりをするということをや前も提案させていただきましたが、そのことに

ついては今回は通告しておりませんでしたが、やはり今後検討の中に入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、屋内遊戯施設について質問をさせていただきます。

山形県内、東根、天童、山形市、新庄市、尾花沢市、また山口県下関市など、たくさんの屋内遊戯施設を私は視察してきました。また、前市長のときからも市民の要望が高く、待ち望んでいる施設です。

しかし、先ほどの答弁ではなかなか実施計画に上がるにはほど遠いような気がしてなりません。私はやはり大きな施設は現在の米沢市では整備は難しいと思います。財政状況のことも考えると。

しかしながら、雨天や冬の時期など、気候や季節に関係なく遊べる一定程度の大きさの施設を一日も早く整備するためには、例えばきのうの質問に出ていましたが、空きビルの活用なども前向きに考えてみることも一つと思いますが、再度もう一度伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 先ほども申し上げましたが、非常に要望の強い施設でございますので、第2期実施計画の中で、いろいろ今御提案もございましたが、実施時期なり規模なり十分検討していきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 山田議員。

○6番（山田富佐子議員） 実施計画、31年度からなわけです。そうすると、まだまだこれから整備するにはほど遠いなという思いがしないでもありません。

また逆に、私は以前も提案させていただきましたが、すぐ却下されたことがあったんですけれども、例えば大きな施設を建設するのであれば新道の駅の近くにつくって、福島―米沢間の高速道路開通、そして平成30年には米沢―山形間の高速道路も開通します。このことによって交流人口は必ずふえると思いますし、新道の駅のにぎわいづく

りにもつながっていくんじゃないかなと、もうばくちじゃないんですけれども、打って出るという、そういう対策も私は大切なんじゃないかなと。それによってまた米沢市の財政状況がよくなるのであれば、少しでもリスクもありますが、そのほかも少し検討していただければと思います、これは道の駅構想のときに何回か質問して提案して却下されたことで、今ここで言ってもなかなかすぐには返事はいただけないとは思いますが、私自身はそういう施設も米沢市にあればまた米沢市の子供たち、また若い世代の夢や希望をつなげられる米沢のまちづくり、持続可能なまちづくりにつながっていくんじゃないかなと思いますので、御検討を再度よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で6番山田富佐子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時55分 休 憩

午後 0時59分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市が目指す定住自立圏構想について、14番相田光照議員。

〔14番相田光照議員登壇〕（拍手）

○14番（相田光照議員） 一新会の相田光照でございます。

傍聴に来ていただいた皆様、本当にありがとうございました。

この議会からタブレットが議員側に配付されて、タブレットを利用しながら一般質問、委員会審議を行うようになりました。ちなみにタブレットはこのような形で原稿のほうを表示して、この原稿を読んでいくというような形になってお

ります。

このタブレット、県内では米沢市、そして寒河江市、この2つの議会がこの6月から導入をして先駆的に先行事例として使っているところがありますが、なかなか使い方もまだなれておらず失敗したりすることがあると思います。失敗しないようにこの壇上ではしながらやっていきたいと思っております。

このタブレットの大きな利点としましては、もちろんペーパーレス化、そして、印刷していただいていた職員の方々の仕事の軽減、そういうものはもとよりなんですけれども、このタブレット、米沢市議会では何に重きを置いたかと言われますと、このタブレットを使いながら万が一の災害時に情報収集をしたり伝達などに活用すべく、このタブレットを導入いたしました。

議会内でこれから委員会等々でしっかりと検討をし、訓練などをしながら実践、万が一のために実践をしていきたいというふうに思っているところであります。

このタブレットを使用することによって、より深く、より迅速な審議をするためには、今現状の議会側だけのタブレット使用では本領を発揮するとは言えません。市長を初め当局の皆様もぜひこのタブレットを今後導入に向けて前向きに検討していただき、双方が使用することで本当の意味でのタブレット議会にできるだけ早く実現できますようによろしくをお願いを申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

私が2期目を当選をさせていただきまして、はや2年がたちました。2年が経過しまして議会内では慣例により2年ごとに改選が行われます。もちろん議長を初め全役職が改選対象となります。今思いますと4月まで前期2年間は私の議員生活の中で最も走り続けた充実した2年間だったなと思っております。

民生の常任委員長をさせていただいたこと、議

員定数、報酬を検討し、答申まで導けたこと、また、中学校出前市議会など、それぞれ事業にかかわらせてもらったことなど、本当に多くの議員の皆様、当局の皆様に成長させてもらったと私自身感じております。本当にありがとうございました。

走り続けてこられた、その原動力は自分の種、それぞれの事柄に対する原点でした。私の座右の銘があります。吉田松陰公の言葉で、「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし、故に、夢なき者に成功なし」。夢や理想がなければ計画も実行もありません。もちろんそれがなければ成功など遠い存在になります。

今回の質問は本市が目指す定住自立圏構想についてです。具体的な計画や施策は当然ながら今後決定、実行していくものと思います。だとすれば、この構想における目指すべき理想、原点は何なのかを本日お尋ねしたいと思います。

ことし3月の定例会での当時我が会派の代表であった島軒議長の代表質問で、置賜2市2町との関係について尋ね、市長からの答弁が定住自立圏構想、初めて市長の口から出た言葉だったと思います。

その以前は、前市長時代に現在の県議会議員の渋間議員が定住自立圏構想の推進を質問されていたようであります。つまり、この取り組みは当局の皆さんも認識されているものだと思います。

平成21年度からスタートしたこの構想も9年目を迎えました。そして、ことし初めて米沢市政で具体的に狙上にのったことになります。私は市長からこの話が出たときに、率直にぜひ積極的に取り組んでもらいたいと感じました。現在もその思いは変わっておりません。

置賜地方の中心市としてリーダーシップをとりながら、この圏域をよりよい未来へ導いてほしい、そう願う市民は少なくはありません。だからこそ定住自立圏構想が事務組合をつくる置広とは異なるものであり、この構想を推進していく意義を

市長の口からお答えいただければと思います。

また、市民の中には定住自立圏構想という言葉は耳にしたことがあるがどのようなものなのか、不可思議に感じている方もおられるのも事実であります。

2つ目の質問としましては、今の市民の方々にもわかりやすい、どのようなことがあるか、具体例を挙げていただきながら、定住自立圏構想について御説明を願いたいと思います。

先ほど座右の銘の話をさせていただきましたが、先日ある書物の中からどんと電気が走るぐらいに衝撃を受けた言葉を見つけました。その言葉は、「この道より我を生かす道なし、この道を行く」。武者小路実篤公が言われた言葉であります。一言集約、たった一言にその思いが十分凝縮されている言葉だと思いました。

私は議員というこの道を人生をかけてやっていきたいと思っています。だからこそ、迷わずにこの道を進んでいきたい。本市が目指す定住自立圏構想が本市と置賜地方を生かす道であり、その道をしっかりと計画を立てながら実行していくんだという決意をお聞きできる時間に本日はしたいと思っておりますので、そのことも申し上げ壇上からの質問とさせていただきます。

○島軒純一議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 相田光照議員の質問に答えをいたします。

まず、定住自立圏構想を進める意義についてお答えをいたします。

本市を含む地方の自治体は人口減少が進み、さらに少子高齢化が進んでいる状況にあり、国が推し進める地方創生により本市においても総合戦略に基づく事業を進めているところでありますが、多種多様な価値観を持つ人たちがふえ、行政の役割が高まってきている現代において、一市町村だけで全ての行政サービスを行うことが難しい現状となってきております。

このような地方行政が厳しい状況にある中、国が推奨する施策として定住自立圏構想がございます。地方において地域の中心となる自治体である中心市をベースに圏域を形成するもので、中心市と近隣市町村が相互に役割を分担し、連携協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成するという構想であります。市町村合併にかわる広域連携推進施策として平成21年4月から開始された制度であります。

一方、置賜地域においては平成25年3月に置賜広域行政事務組合が第5次のふるさと市町村圏計画を策定し、その中で構成市町が抱える課題に対し広域連携を基本方針に、3市5町が一体となって解決を模索するための基盤として広域連携アクションプランを設定しました。

この枠組みを活用し、これまで構成市町における勉強会や研修会などを開催してまいりましたが、人口減少社会に入り、地方自治体を取り巻く環境が厳しい現状にある今こそ、本市を中心とした置賜地域が一丸となり連携して立ち向かっていく必要があります。

そのためにも本市がリーダーシップを発揮し、圏域全体での必要な生活機能の確保、地域の活性化、そして、当地域への人口定住促進のため、定住自立圏構想を目指していかねばならないと考えております。

ただ、この定住自立圏をどうしても推進したいということについては、私自身2つの事柄が置賜全体の喫緊の課題としてありました。

その第1点は、この話が3市5町の首長間で話をしたのが1月の終わりか2月の初めだったわけではありますが、そのときは米沢牛のGIがぶら下がっておりました。これは米沢だけで解決できる問題でなく、GIを取得すればステッカーなり証紙なり、相当その自治体3市5町の負担もふえてまいります。そういったものも解決していかねばならない。

あともう1点は、新たに道の駅が建設されますと、これはゲートウエー型で、置賜3市5町の観光情報なり物産情報を発信していかなければならない、そういった喫緊の大きな課題について今ここで置賜3市5町がしっかりと連携をとっていかないと高速道路開通にもどのようにメリットが出てくるかという、そういう思いもありましたので、ぜひこの定住自立圏を置賜全体でやろうということで首長さんたちとお話をさせていただいたというのがきっかけでございました。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、定住自立圏構想に係る制度の概要について、お答えいたします。

定住自立圏構想については、市長がお答えしたとおり、市町村合併にかわる新たな広域連携施策であります。

制度の開始後8年を経過したこの4月1日現在では、全国で130市が中心市宣言を行っており、そのうち118圏域が共生ビジョンを策定し、既に502市町村が取り組んでおります。

県内においても山形市、鶴岡市、酒田市、新庄市が既に中心市宣言を行い、各市を中心とした圏域において共生ビジョンを策定し、事業を進めているところであります。

このように全国的に定住自立圏構想は広域連携の仕組みとして定着したものと言って差し支えないと思われます。

中心市の要件といたしましては、原則として人口が5万人程度以上、昼夜間人口比率が1以上、三大都市圏の都府県の区域外の市という3点を満たす必要があります。

また、市町村合併が法律に基づくのに対し、定住自立圏構想は要綱に基づく制度であります。

特徴としましては、エリアの設定が自由であること、対象事業の縛りがほとんどないこと、国の承認や認定を要するものではなく、共生ビジョン

などの写しを国に送付するだけで手続が完了することなど、比較的緩やかな制度となっています。

さらに、主な財政支援が特別交付税措置であり、これらも弾力的で自由度が高い要因となっています。

次に、定住自立圏構想を推進するための流れを御説明いたします。

まず、中心市の要件を満たす市が近隣の市町村の意向に配慮しつつ、あらかじめ地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を宣言する中心市宣言を行います。

次に、中心市と連携する近隣市町村が1対1で生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3つの視点ごとに連携する取り組みを1つ以上定め、各関係市町村議会の議決を経て、定住自立圏形成協定を締結します。この協定締結により定住自立圏が形成されます。

なお、3つの視点の具体的な内容としましては、生活機能の強化では医療、福祉、教育、土地利用、産業振興に関すること、結びつきやネットワークの強化では地域公共交通、デジタルディバイドの解消に向けたICTインフラの整備、道路などの交通インフラの整備、地域の生産者、消費者などの連携による地産地消、地域内外の住民との交流、移住促進に関することなど、圏域マネジメント能力の強化では中心市などにおける人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保、圏域内市町村の職員の交流などに関することが定義されており、この中で地域の実情に応じて柔軟に定めることが可能であります。

具体例を挙げますと、医療であれば医師の派遣事業であったり、福祉であれば病児・病後児保育所の相互利用、地域公共交通であれば市町村間を結ぶデマンド交通システムの構築、人材育成であれば合同での職員研修事業などが行われている事例があります。

形成協定の締結後、中心市は形成された定住自

立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や協定に基づき推進する具体的取り組みを記載した定住自立圏共生ビジョンを策定し、公表します。

策定に当たっては、関係者の意見を幅広く反映させるため、民間や地域の関係者を構成とした圏域共生ビジョン懇談会における検討を経る必要があります。

なお、この共生ビジョンの期間はおおむね5年間で、その後はビジョンに沿った事業を実施しつつ、ビジョンそのものの見直しを図ることで圏域全体の課題解決に当たることになります。

次に、財政措置の概要であります。定住自立圏に関する取り組みを推進するため、共生ビジョンに基づき実施する事業や共生ビジョン懇談会などに要する経費に対する包括的財政措置として特別交付税措置があります。

中心市に対しては1市当たり年間8,500万円を基本として、近隣市町村の合計人口や合計面積、近隣市町村数を勘案して算定した額を上限とする額が交付され、また、近隣市町村については1市町村当たり年間1,500万円を上限とした額が交付されます。

このほか、地域活性化事業債の充当や外部人材の活用に対する財政措置など、各種の支援策が用意されているところでございます。

以上がこの制度の概要でございます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○14番（相田光照議員） 御答弁ありがとうございました。

3月の定例会で市長が定住自立圏構想をお話しになったときに、ふとなぜと思い、その大きな理由が若干私にはわかりませんでした。それが米沢牛のGI登録になったことで、今も現状も米沢牛に至っては置賜で畜産されていて、3年未満の雌牛と決まっているという、その中で今現在も置賜で米沢牛というブランドのもと出荷されていると

いう現状があると。

これが本当にG Iの登録になったことによって、いわばより国のお墨つきがついて需要もふえる、それにあわせて供給なんかもふやしていかなければならない。協力が1自治体ではできないような現状もあると思います。

そういうことも踏まえながら、今度は道の駅。道の駅もゲートウエーとして置賜、米沢のみならず置賜をPRしていく場に育っていかなければならないということがあったということは、まさにそのとおりだなと思いました。

我妻部長の御説明を聞いていると、やはりどちらかというと置広のように3市5町が一緒になって構想を組むということよりは、この定住自立圏構想というものは中心市がまず手を挙げて、それぞれの自治体とそれぞれで協定を結んでいきながら、置賜の圏域をしっかりと一つのものにしていくと、そういう構想だということですよ。それで間違いないですね。わかりました。

今、山形県内では山形市、酒田市、鶴岡市、新庄市が中心市宣言をしまして、それぞれ圏域を組んでいます。それを満たす自治体として総務省のほうにも出ています、その要件を満たす自治体として山形の場合は米沢市と東根市、この2つが中心市要件を満たす自治体だというふうになっています。

ここに今度は米沢市が加わろうとしているということですが、県内で今もう先行事例でやっている県内の自治体でどのようなことを今現状やっているか、もし何かつかんでいる事例があれば、どこと手を組みながら、1つだけでないと思います。1対1ではないにしろ、1対それぞれなのかもしれませんが、その中で具体的な例、県内の自治体でやっている事例があれば教えてください。いただきたいと思います。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 県内では山形市を中心とした山形定住自立圏が平成23年に山形市が中心

市宣言を行いまして、一番早くスタートしたところであります。

山形市の場合は、非常に注目されるのが医療が非常に特化しているというか、それを中心にしているというようなところで、特に休日救急の診療体制とか、あとはそのほかにも子育て支援などありますが、そちらの医療の部門が強いのかなと思っております。

その後、鶴岡市、そして酒田市、新庄の最上となっておりますが、最上が27年というところで、最上地区においては全ての市町村が入っておりまして、さまざまな多様な項目を盛り込んだ計画になっているというのが特徴なのかなと思っております。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○14番（相田光照議員） 山形市の医療の救急診療の連携というお話だけでも、具体的にどういうものかなんておわかりですか。例えば中山町、山辺町、上山、天童だと思うんですけども、あの圏域で、そこを組んで締結をしている自治体が例えば休日に急患が出たり急診が必要だといった場合は、山形市に診察に来れるような締結になっているのか、それとも、そうではなくて、救急車がどんとそっちの自治体までも行って山形の救急のほうで診察をするというような形なのか、その辺具体的なところはわかりですか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 説明が不足して申しわけございません。山辺と中山町につきましては、消防についても提携をしております。消防事務を現実的に山形市のほうにこの定住自立圏制度を利用して委託をしているというようなことでありますので、救急においてはこの2つの町のほうからは山形市のほうに救急で搬送されるというような仕組みになっているとお聞きをしております。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○14番（相田光照議員） わかりました。ありが

とうございます。

消防のほうで圏域内での消防管轄の中での救急搬送等々も受け入れもしているという実態だということ、了解しました。

では、この定住自立圏構想をするに当たり、最大一番最初に行なうべきではないことが中心市宣言だと思います。この中心市宣言をいつごろやられるとお考えなのか。ことしなのか、来年なのか、再来年なのか。その辺は、まずここがなければ構想はないわけです。ここが一番の屋台骨というか、背骨、かなめだと思いますが、これはいつごろやろうとしているか、お考えがあれば教えてくださいたいと思います。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 今後、事務的な作業にも、検討協議にも入っていくわけでありますが、通常であれば検討を開始して1年間ぐらいというのが標準のようでございます。

私どものほうとしても、その後をスムーズに進めるためにも、その後の協定締結、そしてビジョン策定までというところをスムーズにいかなくてはなりませんので、しっかりした議論は必要だと思っておりますが、何とかできれば今年度中に中心市宣言までいきたいというような目標を掲げております。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○14番（相田光照議員） 先日、置広の議員の中でこの定住自立圏構想の勉強会があったと思います。私たち米沢市議会でも今度の29日に同じ先生に来ていただいて我々議員も勉強させていただきたいと思っているところです。

そこに参加をした議員の方からそのときの講演資料も、私この質問をすると思ったので、いただいて見せていただきながらいろいろなことを考えました。さまざまな事例等々を見ていると、中心市宣言をして圏域を組んでいない、実際的には他の自治体との協定までいっていない、いわゆる宣言のみの自治体も数少ないですけども、数自

治体ありました。

この中心市宣言をするまでは実は物すごく時間をかけてもいいんじゃないかなというふうには私の中では結論に至ったんです。それは、それぞれの自治体といろいろ詰めの協議をしながら締結をしていく。締結をすればそれは実行に移るわけです。そのためには宣言をするまでの時間をしっかりととって、この自治体、Aの自治体というのはどういうことが必要だ、Bの自治体とはどういう連携ができるんだということまで煮詰めながら、しっかりと中心市宣言までの時間をとって宣言をして、あとは宣言をしたらすぐ、これも電光石火のごとくそれぞれの自治体としっかりと締結をしていかないと、宣言のみの自治体になり得る可能性もあるのかなと思っておりますが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 おっしゃるとおり、例えば中心市宣言をしようと思えば制度上は今でもできないことはない。しかし、その後に協定を実際に締結しようというときに、では何を実際にやろうかということをそこから考えていたのではなかなか前に進まないというのが、全国的にもそういう事例があるんだと思っております。

したがいまして、やはり具体的に各市町のほうでどういうものを望まれているのか、市民、町民の方からどういう要望が出ているのかということをしつかり議論を交わしながら、ある程度形をつくった上で中心市宣言を行うというところに進んでいかなければならないと思っております。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○14番（相田光照議員） ぜひ、焦らなくていいと思うんです。ずっとこれから長い道のり、そして、ともに手を携えていって、一番は定住をしてもらうこと、そして自立をすることが大きなこの構想の趣旨だと思います。

合併という形ではない、いわゆる広域の手を携

えるということで緩やかな構想になっています。そうすると、中心市宣言を例えばじっくり時間をかけて行います。中心市宣言を行いますと当然この米沢、中心市宣言をしたこの米沢にかかる責任と役割は重大な大きなものになると私は考えています。

そうすると、市長でも部長でも結構です。この米沢市がこの置賜地域全域の中でマネジメントをしていく、どのような形でそのマネジメント、大局的に捉えて米沢がリーダーシップをとって動いていくのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 先ほど来申し上げておりますように、この3市5町で中心市になるのは米沢市しかございません。ですから、米沢が手を挙げないと言えばこの話はなくなってしまいます。

それを覚悟で米沢市がまず中心市宣言をして、そして、それぞれの2市5町とお互い共通、先ほど言いましたように共通したものはございます。そのほかにもそれぞれ地域ごとの課題を抱えておりますので、それが米沢市とどういう密接な関係を持っているかというのは今後いろいろなケースが出てきますので、それはそれでしっかりと検討していきます。

でありますと、そういったことを考えた場合に、必ずしもその地域では重要な課題だけれども米沢市にとってはそこまでの課題なのかなという部分ももしかすると出てくるかもしれません。

しかし、中心市としてそこはしっかりとやっていかなければならないものというふうに私は考えております。

例えばそういったことで米沢がこれからいろいろな面で、道の駅の問題あるいは先ほど申し上げましたG Iの問題、また企業誘致の問題、それぞれこれから高速道路が開通して米沢の魅力がより一層発信できる時期になってきているというふうに私は思っておりますので、米沢がよくなる

ことが置賜全体がよくなることにつながっていくと。置賜全体がよくなることが米沢もよくなることにつながっていくということ。

先ほど相田議員おっしゃいました。この道より我を生かす道なし、この道を行くと。米沢も置賜をよりよくしていくためにこの道しかない。だから、しっかり責任を持ってこの道を行くという決意をしておるところであります。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○14番(相田光照議員) 今市長お述べになりましたが、物すごく実は米沢市の、特に行政の皆さんの責任は大きく、そして最も重要なのが説明力なんです。

確かに今市長おっしゃったように、このAの自治体が必要でも米沢市にとって実はそんなにも望んでいるものではない。ただ、置賜がよくなれば米沢もよくなります。もちろん米沢に必要で他の自治体にとって不必要なこともあると。でも、この圏域の中で協力をしてもらわなければならない。そうなった場合に市民の人々にしっかりとした説明としっかりとした政策のビジョンを示すことが当局の皆さんには大きな責務として私は発生すると思いますが、その辺についてもしっかりと覚悟があるというふうに、質問です。お願いします。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 今、議員お述べになったとおりでございます。その責任を持たないと定住自立圏中心市になろうなんていうことは私はできないというふうに思っております。

そして、先ほど我妻部長からも答弁しましたように、この中心市には1年間最大で8,500万、もしかするともっと余計になるかもしれません。面積要件とか人口要件で。そういったことがあって、その近隣市町には1,500万。それだけ中心市がしっかりと責任を負うという部分も1,500万と8,500万のそれなりになって違いが出てきているのかなというふうに思っておりますので、こうい

った国から特別交付税をいただく部分についても、やはり私は圏域全体で米沢がよくなっていくことが置賜全体がよくなっていくと、そういう方向でやはり財政支援される金額の差なんかも考えていくべきものがあるんだろうというふうに考えておりますので、これは責任を持ってしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○14番（相田光照議員） この財政支援も中心市は8,500万、そして近隣自治体には1,500万が出ると。

この制度は非常にかちつとしたものではなく、よりやんわりと緩やかなものであるからこそ、いただいた交付金をさまざまな事業にも使えると思います。

つまり、言葉悪く言えば既存の事業にだってそれを充てることができるんです、実は。もちろんそうだと思いますが、そうなのはだめのような気はするんです。

もちろん既存のところに財政補助があるからそれを利用するのは確かにそう。でも、現行の予算で組んでいるものに新しい交付金等々が来れば、やはりよりこの米沢、置賜がよくなるような使い方をしっかり考えていくビジョンがなければだめだなと私は思っています。

中心市はそれぞれの自治体とは定住自立圏の協定を結んでいくことになると思います。さまざま全国130市で、圏域としましては118がビジョンを策定していると、締結している。この118圏域をちょっとそれぞれ見させてもらったんです。

項目ももちろん医療、福祉、教育、産業、環境というもの。あとは交通インフラ等々も含めたネットワークのもの。そして、あとは圏域のマネジメント能力を高めたものと、この3分野それぞれあるんですけども、これを見ていったときに、例えば先ほどの山形の例もありましたが、やはり地域間の医療連携なんかもしている自治体もありました。

りました。

だから、考え方によっては例えば医師がいない公立病院に例えば市立病院のほうから医師を派遣する、もしくは足りないところに来てもらうということもできるはずです。

教育に関しては例えば地産地消を今米沢だけでやって、でも、米沢だけでは賄えない食材なんかもあると。そういうものを近隣の自治体とともに手を携えて足りないものを、もしくは近隣自治体での特産物、そういうことを使いながら給食のネットワークをつくっている。そんな自治体もありました。

あとは、今結構要望等々も出ていると思いますが、例えば公共交通事業、特に広幡地区なんかは要望がずっと出ていると思います。そういうところのコミュニティーバスなんかも、例えば米沢だけで回すという考え方も今まではありました。でも、これを締結することによって、例えば隣の川西の中郡もしくはこれよりずっと奥まで小松まで行けるようなシステムをできたりとか、それを大きく回して高畠、窪田を回すようなラインとかもさまざまな形で考え得る。いっぱいその発想力があれば、さまざまな事業をして、さまざまの市民サービスの向上につながるすばらしい計画だなと私はこの構想を思っています。

こうなった場合に、今度はそれぞれの圏域になってくればビジョンがあります。締結した後のビジョンです。このビジョンがおおむね5年間そのビジョンを制定していますが、これ1回やってしまうと、1回ビジョンを策定してしまうと変更、その5年間でさまざまな見直しや、もっとこういうことがあるな、いや、これは要らないなという選択肢はできるものなんではないでしょうか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 変更のほうについては見直し、毎年度までいか、もちろん毎年度見直しということも可能でございます。きちんと検討してやらなくてはならないと思っております。

それによって特に交付税措置もありますので、見直して、有効な事業に対して交付税を活用させていただくという意味でも、きちんとチェックをしながら必要があれば見直しを行っていくというような流れになります。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○14番（相田光照議員） ぜひこのビジョンは毎年していただきたいと思います。

もちろん締結をして、さまざまどういふ協定ができるかによってもそれはもちろん違うとは思いますが、やはり毎年毎年それぞれが見直しをすることによっていいものができ上がっていくと思うんです。

我妻部長が答弁していただいた企画調整部がずっと中心的な役割、総合政策課だっと思っています。でも、先ほど事例を挙げたようにいろいろな分野に、教育も医療も福祉も産業も、いわゆる全庁的にこのことに取り組んでいく姿勢がなければ絵に描いた餅、ただ宣言してとりあえずやりました、交付金だけもらいましょう。それだけではやはりもったいないと思うんです。どうせやるんだったら本当に米沢が自立して、置賜圏域が自立できるような、長い目で見てそんな制度をつくっていつてもらいたいと思います。

それで、そのビジョンの策定、もちろん見直し等々も含めて、これは圏域共生ビジョン懇談会というものを構成する必要があるんですが、ちなみにこういう懇談会というものは中心市宣言をする前からつくれるものなのか、それとも宣言をして締結をした後にできるものなののでしょうか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 発足につきましては、締結後というようなことになります。各市町とどのような内容で、例えばある町さんと締結する内容と違う町さんと締結する内容は違うかもしれないと。当然そのようなことがありますので、その分野が決まった段階で、委員の方もその分野から専門的な知識をお持ちの代表の方を選ばせてい

ただきまして、懇談会を形成するという形になります。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○14番（相田光照議員） この懇談会を構成するメンバーは、もちろん行政の職員の人もそうですけれども、民間の方も入らなければならないんですよ。

恐らくずっと今までのお話を聞いていると約1年ぐらいたって中心市宣言をすると。宣言後は即座にやはり締結をしていくことを考えると、この懇談会のメンバーももうそろそろいろいろな準備段階に入っているのかなと思っているんですけれども、その点はこの懇談会の組織をつくるためには今現状どういう準備をなさっているか、お尋ねします。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 これから中心市宣言をする前におおむね各市町と話をして、どういう分野で連携できる可能性があるかというものを詰めた上で中心市宣言をしたいというのは先ほど申し上げたところでございます。

その分野を選ぶ段階で、この分野であればこういう分野の人がいいというようなところをあわせて検討しながら進めていきたいと思っています。

そして、この懇談会を立ち上げる段階には速やかに人選とともに立ち上げができるようにと、協議ができるような準備を進めていきたいと思っています。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○14番（相田光照議員） 済みません、ちょっと教えていただきたいんですが、懇談会はそれぞれの、例えば1対1の自治体同士の締結であれば、それぞれに懇談会が必要なんでしょうか。それとも、例えば米沢の場合は米沢のほかに2市5町なので、3市5町の中で1つでいいのか、それぞれのところでつくっていかなければならないものか、その点はどうなんですか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 共生ビジョンを策定するためのものがございますので、協定については各市町さんと、置賜であれば最大7つの協定を結ぶということになりますが、計画自体は全体で1つの計画になります。

そして、項目においてはこの項目の事業をやるのは3市5町のうち、米沢市は当然入るわけなんですけど、あと2つ、3つとかの市町さんだけがその事業に取り組むとか、そういうものは当然あり得るというようなことでありますが、懇談会と計画は1つという形になります。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○14番（相田光照議員） わかりました。ありがとうございます。

もしそれぞれでつくっていくのであれば、相当米沢市の役割というか、仕事量はあるんだなと思いました。でも、各自治体との協議をしなければできないことはこれは事実ですから、7つのそれぞれの自治体とも、多くて7つの自治体とこれも進めていっていただいて、具体的なものをまた議会のほうにもお示しいただきたいと思います。

それでは、最後にします。中心市宣言をして、宣言をしたままになってほしくない、それが一番あります。どうせやるのであればしっかりと独立独歩、自立できるような、しっかり置賜がちゃんと自立できる、立っていけるような構想にしてもらいたいという思いを込めると、今、今です。今、形骸化しないためにも今市長がやらなければならないこと、そして、我妻部長を初め行政の職員の皆さんが、今です。今、構想を立ち上げるに当たって今していかなければならないことを最後にお尋ねしたいと思います。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 置賜全体として置賜は一つという言葉はずっと言われてまいりました。ただ、置賜は一つというのは何をもって一つにしていくかというところは、残念なことに語られてこなかった経過があるのではないかなというふうに思っ

ております。

今、置賜全体の人口は21万5,000人であります。そういった地域がどんどんどんどんと人口減少が進んでいるという、そういった実態を見たときに、やはり圏域を越えて、市町の圏域を越えて、やはり置賜はどうやったら自立していけるかというところは、これはそれぞれ3市5町それぞれの市町では考えてはいるんですけれども、冒頭お答えしましたようにそれで今の時代なし得るものではありませんので、その中で私は前々から、もう一つこれ民間、NPOで立ち上げております置賜自給圏構想というものがございます。こういったものも推進しなければならないということは前々から私は申し上げてきておりましたので、こういった民間団体もこの定住自立圏を進めていくことでより一層拍車がかかってくるものというふうに思っております。

これは民間団体でありますからこういった連携をしながらということもあります。と同時に、やはり一番重要なことは3市5町の首長がしっかりと連携をとって、そして、常に会合を持ったりして、意思の疎通を図っていくということが大事になろうというふうに思っております。

そのことによって、それぞれ地域の今今の課題は何なのかと。そこが全体を掌握する、そういった役割も米沢市長は持っているのかなというふうに思っておりますので、そういった地域の課題を首長同士でどうやったらお互い連携をしながらやっていけるかということの総体的な大まかなところをしっかりと連携をとっていくというのが市長の仕事ではないのか、役割ではないのかなと。

そして、実際に具体的に今度そういったことをどうやって事業化していくかということについては、それぞれ職員の皆さんの力によるものだと思っておりますので、私としてはしっかりと3市5町首長の連携をとって推進していくような体制づくりをしていきたいと考えております。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 今、市長のほうからお話ありましたが、私どものほうは事務方としましてはきちんと事業をうまく進めていくということが一番でございます。

先ほど相田議員のほうからもお話ありましたが、今は企画部門が中心となってまずスタートを切らせていただいたところであります。

今後具体的なところになれば、当然米沢市役所内でも各課のほうがその分野のところを担うこととなります。したがって、各課のほうがその分野を担当することになった場合には、米沢市が中心市としてその分野の置賜全体の各市町のリーダーとしてきちんと進めていけるような、今からきちんと内容を理解して、この制度の勉強をしながら準備に入るところが必要であると考えております。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○14番（相田光照議員） ありがとうございます。

中川市長も御存じ、聞いたことあるかなと思うんですが、鶴岡市が当時合併したときに、富塚市長だったと思います。市長のお話ですごく鮮明に私の中に残っていたのが、鶴岡はよく合併できたねというところある人の話に答えたのが、「酒飲み、いっつもしてっからよ」ということだったんです。

これはただ酒を飲んでいるだけではないんです。つまり膝を突き合わせて、腹の内までしゃべりながら、どういうふうにしていこう、この鶴岡圏、いわゆる田川郡をどうやっていこうということをやはり話していた、話し合いを重ねた結果、合併というところまでいったという話を聞きました。

これは合併の話し合いはないんですが、合併に即するような、準ずるような意味合いを持っている構想です。だからこそ市長にはしっかり7市町の首長と連携をとっていただいて、それこそ膝を突き合わせてこの構想を形骸化しないものにし

ていっていただきたいと思います。

この構想は中川市長にしかできません。中川市長がしなければ、置賜にもできないし、米沢の我々市民もついていくことができないと思います。

ですから、私はこれを応援します。しっかりリーダーシップをとって定住自立圏構想をまとめていただきたいということをお願い申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で14番相田光照議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休 憩

~~~~~

午後 2時02分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、市立病院の建てかえについて外1点、16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕（拍手）

○16番（海老名 悟議員） 私、一新会の海老名悟です。

このたびの6月定例会一般質問は、私にとりましては平成27年3月定例会の代表質問以来、2年3カ月ぶりの質問であります。大変御無沙汰をしておりました。

久しぶりの質問で少々緊張しておりますが、中川市長に対しては初めての質問ということでもありますから、気合いを入れて質問したいと思います。

また、新年度になって初の答弁に立たれている後藤市民環境部長、渡辺病院事務局長、武蔵地方創生参事には、緊張感の中にも新鮮な気持ちと真摯な態度で御答弁をいただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。今回の私の質問は、市立病院の建てかえと市庁舎建てかえの2項目について市長、当局の考えをただしていきたいと思います。

まず、1つ目の質問項目である市立病院の建てかえについてお尋ねします。

市立病院の建てかえについては、平成24年11月に設置された米沢市立病院の在り方に関する検討委員会において検討が始まり、翌年の市民アンケートを経て平成26年5月に米沢市立病院建替基本構想が示されました。

しかし、平成27年度末で精神科が休止されたことから、この基本構想自体が白紙となってしまいました。現在は本年1月から始まった米沢市医療連携あり方検討委員会において市立病院と三友堂病院との医療連携について協議されており、同委員会は3月まで2回開かれております。我々議会にはその都度所管の委員会や市政協議会で報告を受けてきました。

この間、精神科が休止されてから1年足らずで市立病院建てかえに関する協議の方向性は大幅に変わってきました。基本構想が示された当時は新病院建設に向けた場所の選定や規模などを議論していましたが、今は地域医療のあり方を基本的に市立病院と三友堂病院の連携という観点に立って協議が進められています。

私は市立病院単独で建てかえの議論をするのではなく、地域医療を基本に民間病院との連携を模索するやり方は、これからの人口減少と超高齢化による2次医療患者数の減少を考えれば当然のことだと思います。

しかし、公立病院と民間病院の再編統合を視野に入れた医療連携は全国的にも事例がほとんどない状況にあり、その協議は難しいものと思われます。まして、その協議内容に関して市民の皆さんが知り得る部分は限られています。

そこで、本市と三友堂病院との医療連携協議の経過についてお尋ねしますので、その内容も含め、

市民の皆さんに伝わるようわかりやすくお答えください。

次に、本市と三友堂病院との医療連携協議の今後についてお尋ねします。

昨年の3月に議員と当局を対象に行った研修会において、山形大学大学院医学系研究科の村上正泰教授が指摘しておられたのは、人口の大幅減少は患者数の減少につながり、高齢化は高齢患者の増加による在院日数の長期化や慢性疾患への対応が日常的になること、そして、このような状況から市立病院や三友堂病院が受け持つ急性期の集約化や地域包括ケアの構築が必要になるという点でした。

村上教授のお話は、将来人口のみならず、患者数の推計値に至るまで詳細なデータに基づいたもので、非常に説得力のあるものでした。

このような観点からも、現在行われている本市と三友堂病院との医療連携協議は、大変重要なものになります。そこで、同協議の今後について病院当局がどのように考えているのか、これも市民の皆さんにとっては重大な関心事であることから、わかりやすくお答えください。

次に、2つ目の質問項目である市庁舎建てかえについてお尋ねします。

この市庁舎建てかえの話題が急遽浮上してきたのは、本年度になって国が市町村役場機能緊急保全事業を創設したことから始まっていると言えます。

これは昨年4月に発生した熊本地震の際に、宇土市庁舎など5市町で庁舎が損壊し、災害対策本部として機能できなかったことを受け、耐震化未実施の市町村の本庁舎建てかえ事業費の22.5%を国が交付税措置しようとするものです。

本市の庁舎建てかえに関する説明が初めて議会になされたのは5月8日の市政協議会でした。その後、5月19日から23日まで4回にわたり市民説明会が行われました。私も4回目の説明会に参加しましたが、参加者は延べ人数で67人ということ

でした。

我々議会には6月2日の市政協議会で二度目の説明があり、市民の皆さんに対してはあす6月16日を期限にこの建てかえについての意見募集をしています。

そして、今定例会においては市庁舎建設整備に関する支援業務委託費が補正予算として提案され、審議されることになっています。

私が本市の庁舎建てかえに関する経過をあえて説明したのは、この1カ月余りで市庁舎建てかえについて詳しい情報も深い議論もないままに進んでいることに不安を抱いているからであります。

だからといって市庁舎建てかえに反対するものではありません。しかし、余りに性急過ぎるのではないのでしょうか。4回目の市民説明会のときに国の補助事業の期限に合わせて計画を進め、建設ありきで市民説明会を開く構図は新文化複合施設建設の場合と同じではないかという指摘をされた市民の方がおられました。これも事を急ぐ余りに周りが見えなくなることを憂えての発言だと思います。

そこで、この市庁舎建てかえについて、できるだけ多くの情報を市民の皆さんに伝えるためにも、次の質問に明確にお答えください。

まず1点目は、建設需要の見通しについてです。

今週日曜日の新聞にも載っていましたが、県内市町村で10市町村に市庁舎建てかえの動きがあるとのことでした。うち1つは合併特例債を活用するのでこのたびの市町村役場機能緊急保全事業によるものは9市町村ということでしたが、私が懸念しているのは県内だけでも既に10件の庁舎建設が動き出そうとしており、これらはほぼ同時期の完成を目指しているということです。

これが山形県にとどまらず全国一斉にスタートして同時期のゴールを目指すとなれば、どういうことが起きるのか。当局は想定できているのでしょうか。

つまり、全国の市町村において事業対象となる庁舎建てかえを一斉に始めたとき、その工事の完成を同時期内に請け負える業者と人工が足りるのかということです。

しかも、今回の保全事業は2020年度までの期限が設けられており、これは東京オリンピック開催の年と重なるということもあります。

こういった点を踏まえて、当局の建設需要の見通しについてどのように捉えているのか、お答えください。

2点目は、事業費並びに工期の予測についてです。

これらは建設需要と密接に関連してくることだと私は考えています。今述べましたように東京オリンピックの関連施設の建設が進む中、全国的に庁舎建設が始まれば、需給バランスから見ても建設コストが上昇するのは当然のことではないでしょうか。

また、工事が集中することで一部業種では対応し切れない状況が想像されます。ここ数年間においても東日本大震災復興事業の影響で鉄筋や型枠の業者が不足し、奪い合いとも言える状態が発生したことで、単価の高騰と工期の延長という影響が出ました。

また、本市では冬期間の大雪による影響も考えなくてはなりません。

これらの点を踏まえて、当局が事業費並びに工期をどのように予測しているのか、お答えください。

3点目は、市民並びに議会の意見反映についてであります。

今回の市庁舎建設の話は、冒頭でも述べましたように余りに性急過ぎるのは否めないと思います。そして、この感覚は私のみならず、一般の市民や各種団体においても同様の感覚をお持ちです。事実私が参加した4回目の市民説明会のときにも、市民の意見はいつまで言えば反映されるのかという質問をされた方がおられました。これは

議会としても懸念されるところです。

補助期限まで時間がないからコンサルタントやゼネコンに任せて一気に完成させるというのは楽で早いかもしれませんが、主体性がありません。このような状況で当局は市民や議会の意見をどうやって反映させていくつもりなのか、お答えください。

以上、市民の皆さんに伝わるようわかりやすい答弁をお願いし、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、医療連携協議の経過と今後についてお答えいたします。

米沢市と三友堂病院との医療連携の協議につきましては、本市における休日夜間の救急医療継続が相当厳しい状況になってきたことから、両病院の医療連携を通じて本市の医療のあり方を本格的に議論するため、本年1月に米沢市医療連携あり方検討委員会を設置し、米沢市と三友堂病院の代表のほかに地域医療に精通する方々を委員として協議を継続しているところであります。

過去2回の委員会におきましては、委員会設置に至るまでの経過について報告を受けた後に、地域医療の現状と課題や基本的な考え方などについて協議を行い、委員の共通認識を確認した上で、市内の医療機関相互の機能の分担と業務の連携を図るための地域医療連携推進法人を設立するということと、市立病院と三友堂病院の一部を再編統合し新たな病院を設置するという大きな2つの方向を目指し検討していくことが確認されたところであります。

ここで言う再編統合につきましては、三友堂病院の機能の一部であります急性期医療と救急医療の部分を米沢市が建設する新たな病院に集約することにより、将来的に医療需要の変化、減少が見込まれる中、両病院の役割分担を明確にしていくことにより医師の確保と集約化を進め、本市の救急医療の維持強化を図ろうとするものであ

ります。

なお、今後の協議の進め方につきましては、第3回目の委員会を本月19日に開催することとなっておりますが、それ以降、2回から3回程度の委員会を経て提言を委員会として出していただくことになると考えております。

最終的にはその提言を受けまして、本市としての方向性について、年内を目途に皆様にお示ししていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、2項目めの市庁舎の建てかえについて御答弁申し上げます。

まず、建設需要の見通しであります。建設事業の見通しにつきましては平成32年の東京オリンピックを前に首都圏では建設需要が高まることが予想されます。

また、県内においても先ほど御指摘がありましたが、市町村役場機能緊急保全事業を活用してさまざまな庁舎の建設の動きがあるようでございます。近隣市町でも長井市、川西町、白鷹町などで実施される見込みと聞いております。

したがいまして、御指摘のとおり当面は労務単価、それから建設資材等が高騰する可能性があるものと想定しているものでございます。これらにつきましては御指摘のとおりと考えているところであります。

なお、建設費につきましては昨日山村議員にも御答弁申し上げておりますが、繰り返して御答弁申し上げます。

庁舎建てかえに伴う建設費であります。現時点では総額で71億円と試算しているところでございます。この内訳につきましては、本体工事費が延べ床面積1万1,000平方メートル、1平方メートル当たりの単価が58万円で64億円、解体工事で5億円、駐車場の整備等で2億円となるものと考えてございます。

きのうも申し上げましたが、本体工事費の算出におきましては、東京以北で免震構造を採用した9つの自治体の例をもとに計算したものでございます。

こうした建設費等に対処するために本市としては設計と施工を一括して発注する方式を採用しながら、費用の低減と工期の短縮を図っていきたいと考えているものであります。

この設計施工一括発注方式でありますが、このメリットの一つとして、契約して設計を始めると同時に労働力を確保したり、あるいは資機材の発注など工事の準備を行うことが可能になるということが考えられます。

今回の庁舎建てかえのように近隣市町との工事の競合も想定されます。こういった場合には特に一括契約というのは有効となる契約方法ではないかと考えているところでございます。

次に、財源の関係であります。財源につきましては御指摘のとおり国の支援制度を活用できる期限が平成32年度までとなっております。その期限に向けてスケジュール管理をしていきたいと考えております。

工期が延びることも想定しまして、国に対して期限の延長を要望していく必要もあると一方では考えているところでもあります。

次に、完成までのスケジュールであります。今議会に庁舎建てかえに係る基本計画の策定の支援業務の経費を補正予算案として計上してございます。議決いただければ年度内に建てかえの基本計画を策定していきたいと考えているところであります。

その後、設計施工者を選定するための準備を行いまして、遅くとも来年の9月までには契約を行いたいものと考えているところであります。

契約につきましては、設計と施工を一括して発注する方法を考えております。工期は補助の期限であります32年度末までと考えております。

33年度からは現庁舎から新庁舎に移転するとい

うことになるわけでございます。現庁舎の解体、それから駐車場の整備を実施するというスケジュールを考えているものでございます。

それから、3項目めの市民及び議会の意見反映についてであります。平成32年度末までの建てかえを目指しておりますので、庁舎建てかえの計画の期間が非常に短いものと思っております。

その中でも基本方針等の策定段階、それから必要となる機能、それから庁舎のレイアウト、そういったものの検討段階、さらには最終的な計画案、こういった複数の段階に分けて、できる限り市民の皆様、そして議会の御意見をお聞きするよう努力していきたいと思っております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 御答弁ありがとうございました。

では、こちらから改めて質問させていただきます。

まず、1つ目の市立病院の建てかえのほうについてであります。

今現在行われております米沢市と三友堂病院との医療連携協議ということについて事業管理者から御説明をいただいたわけなんですけれども、この中で一番恐らく話に入る前の前提として、ところで検討しなくてはならなかった項目だと思うんですけれども、置賜・米沢地域医療の現状と課題についてというところが第1回目の検討委員会の中で話がなされたというようなことが報告があったわけなんですけれども、当然米沢市を含むこの置賜の地域医療がどうなっているのかという部分の現状把握とそれに伴う課題、これがわかってくれば将来についてどうすればいいのかというところが見えてくるんであらうということでこの検討がなされたと思うんですけれども、その現状と課題、そして将来について何かしらのお話というのはこの中であったんでし

ようか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 今お話ございました置賜・米沢地域の医療の現状と課題に関する協議をさせていただいております。その中では、検討委員会におきまして人口や患者数の推移、あと将来の人口動態、それに伴って当然患者数も減少すると、そういった推計、客観的なデータをもとに人口減少、少子高齢化の加速化により将来的な医療需要が変化、減少していくというふうに分析しております。

さらに、将来の医師不足が懸念される中、救急医療体制の確保のためには一定程度の診療科と医師数が必要であることなど、課題の基本認識を共有したところでございます。

また一方で、県のほうで地域医療構想というものがあるわけですが、ここでは急性期医療の需要は減少し、回復期医療の需要は逆に増加すると見込んでおりますが、私のほうとしてもその考え方を踏まえつつ、深刻な医師不足の状況が続く中、急性期医療や救急医療のあり方について客観的データをもとに検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 今局長お答えのとおり、将来的には人口減少と高齢化社会が、高齢化といっても本当に超がつく高齢化社会が進んでいるという中においては、おっしゃったとおり急性期の部分よりも慢性期、回復期、そちらのほうに患者数が言ってみればシフトしていくというような状況にあると。

これはさまざまな推計値からも十分予測できるものだという事は、我々もその山大的村上教授のときのお話と同様だと思っています。

そういった部分をきちんと踏まえて今後の地域医療というものをやはりこれは考えていただかなくてはならないと思います。

非常にこの推計値は、推計と言っていますけれども、過去のデータから今を振りかえるともう既に当たっているというよりも、緩い推計でしかない。実際はもっと加速的に進んでいくというデータがもう示されていますので、そういったところも踏まえて今後の検討をしていただきたいと思います。

それから、これは2回目の検討委員会のときに報告があった内容なんですけれども、米沢市立病院の建てかえに当たっては地方独立行政法人が現実的な選択肢である。また、米沢市立病院と三友堂病院との連携については、地域医療連携推進法人が一つの選択肢としてあるんだという御報告をいただいておりますけれども、この部分について建てかえが地方独立行政法人方式がいいところなんですけれども、それから、もう一つの地域医療連携推進法人がいい。

それぞれ言葉としては聞いたことがある、見たことがあるというところなんですけれども、具体的にこれは一体どういうやり方でやっていこうとされているのか、もしくは、その選択肢としては入っているその中身がどういったものなのかということについて御説明をいただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 連携の手法の一つということで地域医療連携推進法人というものを一つの選択肢として今話を進めております。この制度は両病院が経営統合することなく、それぞれの病院の独立性を保ちながら、その当該法人の傘下に入るようなものでございます。

です。ので、両病院が経営まで含めて完全に合併して1つの病院になるというものを目指すものではございません。それぞれ独立しているというものでございます。

この地域医療連携推進法人によって何が利点があるかといいますと、診療科や病床のさらなる再編、医師等の共同研修、医薬品等の共同購入など、

制度に基づき比較的容易にできると。容易にできるというか、柔軟に対応できるという利点がございます。

また、一方の地方独立行政法人のほうでございますけれども、こちらのほうは市立病院のほうでございます。また、地域医療連携推進法人とはまた別個の考え方でございます。

現在、市立病院は地方公営企業法の全部適用ということでの法人でございますけれども、これをさらに経営改善を図る必要があるという御指摘を受けまして、地方独立行政法人の移行ということも目指す必要があるのではないかとということでございます。これは今の全適よりもより独立性があるというか、責任が多くなるというところでございます。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 今お話しいただいた件であるとか、これから協議が今月19日にももう既に予定されているということでもありますので、これらの点については議会側としては市立病院建替特別委員会は今年度からはやっておりませんので、所管の委員会としては民生常任委員会になると思います。

こちらのほうには当然随時また御報告をいただくような形にはなると思いますが、ぜひともそこでもより丁寧な説明をしていただいて、なおかつ、こちら議会側からの意見もまた反映させていただくような体制をとっていただきたいというふうに思います。

年内には結論を出されるという予定であるというようにお話でしたので、そうしますと実際としてはもうあと本当に数回のこの話し合いをもって一定の方向性を導き出すということになると思いますので、これは非常に重大なことだと思います。言ってみればこの地域の医療が今後どうなっていくかということを担っていることになると思いますので、ぜひともこの点については我々

議会のほうにも市民に対して説明するのと同様に丁寧に説明をしていただきたいということをお願いして、この質問は終わらせていただきます。

それでは、続きまして市庁舎建てかえについて質問させていただきます。

まず、建設需要の見通しについてでありますけれども、先ほど総務部長のほうからもこれだけ事業が重なってくると労務単価、資材費の高騰は当然あるものと思われるというところの予測は立てておられるということだったんですけれども、具体的に県内で10件の庁舎建設がもう始まろうとしているという状況なんですけれども、これちなみに県外の情報なんかはお持ちでいらっしゃるでしょうか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 最近の新聞でまさに御指摘のとおり10団体が庁舎建てかえに動いていると、かじを切ったというふうな県内の状況があります。

それから、全国的に言えば、当然ですがオリンピックに向けての需要、それから復興は依然として東北地方では続いているということの中で、本市の工事の受注が本当にできるのかどうか、そういった不安はあります。ですが、その不安は県内の残り9市町の団体についても恐らく一緒じゃないかなと思います。

その中で、同じ土俵に立ちながらできるだけ経費をかけずに短期間でやっていくかということを含検討しているところでございます。先ほど壇上でも申し上げましたが、そういった不安の中にあって設計と施工の一括方式をとらせていただければその辺の部分についてもある程度他団体との峻別ができて経費削減にもつながる、そして受注もできるのではないかなと思っています。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） さまざまなことを、この事業をもし進めるのであれば、いろいろな情報を集めていかないと、その場に当たって言って

みればびっくりしたり知らなかったでは済まされない中身だと思います。

今ざっとの計算でも解体費を含めて71億とされている事業費ですので、言ってみれば数カ月でそれをゴーサインを出していくというところにおいて、非常に私はその不安があるということなんです。先ほど壇上で申し上げたとおりなんです。

ですから、ありとあらゆることを想定しながら、当局にはこれはやってもらわないと、その場に応じて「いや、知らなかったんです。こんなふうになるとは思ってもみませんでした。想定外でした」というのは非常に困るところなんです。

ですので、今言ったように県外の情報はあるのかと。これもそういったコンサルタントやゼネコンなんかが入ってきたときにその情報でということかもしれませんけれども、それは事前にも十分集められます。

私も個人的に地元のゼネコンさん以外にも、いわゆる国内で数社に入るくらいのところに直接行かせていただいております。話を聞かせていただくと、さまざまな情報をやはり得られます。

そういった情報収集というものをやっていただかないと、今後どんなことが起きてくるのか。何しろ恐らく昭和30年代後半から40年代前半に行われた、全国でやはり一斉に市庁舎の建てかえをやったわけですね。そのときとほぼ同じ状況が今これから起こるであろうと。

ただし、当時のことを現役の方々に覚えていらっしゃる方なんかほとんどいらっしゃらないわけですので、そうなれば今後どういうことが起きてくるのかというのは本当に怖いところですので、ぜひともその情報収集というところについては当局みずから集めるということをやっていただきたいと思います。

その情報の一つなんですけれども、私は地元のゼネコンさん数社からやはり聞き取りをさせていただいたところ、先ほど総務部長おっしゃいま

した、近隣市町村で今のところ米沢以外では長井市、川西町、白鷹町がされる予定だと。

そうすると、この置賜圏域の中でまさに2市2町、4つの自治体がやろうとしているということになると、具体的な工事を進めるに当たっては、新文化複合施設するときにも現場の業者の方が頭を悩ませておられたのが、スタート時点で鉄筋と型枠を確保するのにえらく苦労された。

今回も同様のことが、残念ながら当時物すごく引っぱりだこになったので、では業者がふえたのかというと、ふえていないんです。残念ながら。当時と同じ状況の中でこれを受けていかななくてはならないとすると、非常に業者さんのほうでも不安だというお話を伺っております。

どこに発注するかによってもこれは当然違ってくる話かもしれませんが、でも、どっちにしても、スーパーゼネコンが受けるにしても地元のゼネコンが受けるにしても、使う業者さんは基本ここの地元の人たち。あとは隣県の業者さんということにならざるを得ないということを考えた場合に、具体的に言うとその辺の当時痛い目に遭ったその鉄筋であるとか型枠であるとか、こういった部分の充足状況なんかについては市当局では何か把握されていませんか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 お話ありましたそういった少ない職種につきましては、よりアンテナを高くして情報収集しながら、また、建設工事デフレーターというような指標もあります。その辺を読みながら、推定しながら深掘りして進めていかななくてはならないというふうに思っているところでございます。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 聞き取りのときにはそういった、言ってみれば情報をとにかく集めてくださいというようなところしか言っていませんので、細かいところまで把握されていないのかもしれないですけれども、これからもしこれが進

んでいくというのであれば、そういった情報を当局みずからがきちんと集めて考えるべきだと思うんです。

頼んだと、さっきから聞けばそれはわかるはずだと。わかるでしょうけれども、後から知ると事前に知っているのとでは全然違います。ぜひともそれは事前に知るためにみずから動いて情報収集をしてください。何遍も言いますがけれどもここは大事なところですので、ぜひともお願いします。

それから、これはもう事業費に関係してくるところなのかなと思うんですけれども、先ほどの部長の答弁の中に、先日の山村議員の質問に対してもありましたけれども、今回の積算の平米当たり58万円という建設単価、こちらの根拠というのが9カ所の自治体の事例によるものだという御説明でしたけれども、この9件の建設年次です。古いものは何年、一番新しいもので何年。一つ一つ答えなくても結構ですので、大体何年から何年くらいまでの事例をもとにして参考にされたのか、お伺いします。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 9団体ということで、東北が3団体、それから関東が6団体であります。その中では最も着工が早い団体については25年の10月であります。次に、最も遅い団体についてはことしの2月です。

中でも、今のは時期が早い遅いではありますが、中でも高い団体の工期については26年から28年にかけてとなりますが、26年の団体については単価が高いというふうな状況のようでございます。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 実はこの単価も年々変わっています。残念ながら公共工事の場合には、私が説明するまでもないですけれども、基準のものが国から示されて、それに基づいてというところが基本ベースにはなっていると思うんですけれども、ただ、今まさにバブルが起きようとして

いるわけです。庁舎建設バブルです。そこに首都圏のほうでは東京オリンピックに向けての建設。そして、東京都内だけを見ても実は再開発事業が物すごい勢いで進んでいます。

ですので、実は東北に支社のあるスーパーゼネコンの1社の話なんかを聞きますと、今首都圏周辺のほうではもうそれにてんてこ舞いで、そっち側の東北以北については手助けはできない。だから、そちらの仕事は東北管轄で一切合財を賄ってくれと。そのかわり、そちらの東北で持っている人員はこっちに引っ張るようなことはしないので、あくまでもそっちはそっちでやってくれというような話し合いができています。

つまり、首都圏を中心としたところではその再開発事業と東京オリンピックの関連施設建設に向けてある意味てんてこ舞いになっている。だから、東北からこっちのほうとか、もしくはそれ以外のところについてはそれぞれのところでやってくれと、中央は頼りにするなというのが本社からの指令だったそうです。

そんな状況において、この単価がどういうふうに変わっていくのかということについても、1年のうちに変わっていくということは十分想定されますので、今のお話ですと一番新しいものと平成29年2月完成というところが入っているということでありますけれども、怖いのはこれからなんです。単価がどんどん動いていくというのはこれから発生するということを十分踏まえてやっていかなくてはならないと思います。

これ先ほどから言っている、やはり情報収集だと思います。それをせずして、とりあえずすばらしいCM業者を呼んできて、そこをお願いすれば基本的にあとはもう大丈夫だということでは怖いということです。

確かに国から22.5%の事業費に対する交付税措置はありますけれども、残り77.5%は我々の負担になるということです。そこをきちんと押さえていただかないと、国から22.5%もらえるなんてこ

んなありがたい話はない、だからやるんだと。

わからないでもないですけども、その分母になる事業費が膨らんでいけば、きのう部長もお答えになりました。いや、大丈夫です。事業費が膨らんでも22.5%の比率は変わりません。確かに22.5%でもらえる分も多くなるでしょうけれども、自己負担の77.5%もふえるということです。割合としては圧倒的に我々の子孫、子、孫に至るまでのところに負担が重くのしかかっていくというところを把握しておかないと、22.5%だけもらえるから大丈夫なんだという話ではないということです。

あともう一つ、延べ床面積というものがありました。今現状がたしか1万1,733平米。細かく言うと。今、現市庁舎のいろいろなところをひっくるめてですけども、これを1万1,000平米として今は計算をされていますけれども、米沢市が今考えている公共施設等の管理計画がありますよね。ここからいくと本当はもっと減らさなくてはいけないんじゃないでしょうか。

言ってみれば1万2,000弱、正確に言うと1万1,733平米なんですけれども、今の計算でいくと733平米しか削らないという計算になります。これでは本市みずからがつくった、市民委員も入れて意見も聞きながら、この3月にできた案でしたけれども、我々に報告がなされた公共施設等管理計画、これとの整合性というのはなっているんじゃないでしょうか。そここのところについてお答えください。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 御指摘のとおり公共施設等総合管理計画、昨年度末につくったわけですが、この中で一番重要な今回目標値として入れたものが保有総量の適正化であります。

今回、本来であれば十分議論を重ねてこのような庁舎建設の基本的な考え方をお出しするべきだったと思いますが、国の支援制度というような問題もありましたので、今後この面積に関してはさらに庁内で検討委員会で議論、そして市民の方、

議会の御意見を聞いて、できるだけ私どもこの管理計画を所管する部署としてはさらに面積をできるだけ縮小するというような方向を検討すべきであると考えております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 今部長から検討委員会というお言葉が出たんですけども、この市庁舎の建設に当たって例えば庁内で何かそういった検討委員会と呼ばれるようなプロジェクトチームのようなものはもう組まれているんでしょうか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 公共施設等の管理計画の検討委員会ではありませんで、庁舎建てかえに関する検討委員会ということで、別途委員会形式で、部長級になりますが、構成して検討しておるところでございます。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 庁内で庁舎建てかえに関する検討委員会は部長級でつくられているということですけども、これ本来であればこの話を我々に5月の段階でしてくる時点でもう既にそういったプロジェクトチームが庁内にはでき上がっていて、そこでもんだ結果として本当だったら出していただくべき話だったんじゃないでしょうか。

市政協議会で説明されるのも基本的には財政課長でした。我々が質問しても、お答えされるのも財政課長ということで、我々からするとイメージとしてはもう財政課主導でこの計画を進めておられるのかなと感じざるを得なかったんです。

その点においては、今部長級で横断的な検討委員会を設けてやるんだというお話ですから、それはそれで結構な話なんですけれども、本来であればこれはもっと早く、庁内でもそういった横断的なチームをつくってもんで出してくるべき話なんじゃないでしょうか。

実は、今のパソコンはやはり非常に便利ですよ

ね。いろいろと調べることができました。その中で、栃木県の小山市でも庁舎建てかえの話が今出ているということで、5月29日付の、言ってみれば広報みたいなものに出ていたのがちょうど市庁舎建てかえというものを検索したところどんと出てきたものですから、見させていただいて、先ほど担当者の方にも確認をとらせていただきました。

そうしたところ、この中に書いてあるところからいくと、ことしの1月25日に総務省のほうから例の市町村役場機能緊急保全事業についての通知があったというところから、急遽小山市では本庁舎整備検討懇話会という市民と有識者、学識経験者、これは10名だそうですけども、その懇話会をその月にもう設置したそうです。

議会のほうでは市議会公共施設等整備調査特別委員会というものが、これはもう1年以上前に立ち上がっていて、小山市役所は当初は耐震化の方向で進んでいたそうです。それをずっと検討していたんだけど、1月になってその話がびよんときたものですから、慌てて懇話会をつくったと。その10人の市民委員、学識経験者、有識者の中で検討していただいて、3月に答申を出していただいたそうです。

その結果としては、懇話会としては市庁舎は耐震よりも建てかえたほうがいいだろうという答えを出されたそうです。これを受けて議会の特別委員会も、理由はちょっと違っていましたけれども、議会としてもこれはやはり建てかえの方向でやるべきだということを市長のほうに答申されたそうです。

つまり、1月の段階で聞いていたということにおいては小山市も米沢市も一緒のはずなんです。小山だけちょっと早目に出して、ほかのところは3月に出してなんていうことは総務省はしませんので。一斉ですよ。

ということからいけば、本来であればそういった集まりをつくってでも。だって、そっちだって

たかだか2カ月だろうと言うかもしれませんが、それでも2カ月間市民の人を交えて、有識者も入れて、第三者機関としてきちんと話をしてもらっているんです。そこから、この状況からいけば建てかえたほうがいいだろうと。

小山市役所は昭和39年築という、うちなんかよりもまた古い建物だそうですので、そういった状況もさまざまあったのかもしれませんが、でも、そういう対応をしてやっておられるわけです。

なぜそれが米沢市でできないのか。どうしてもやはりこの1カ月間で一気に進んできているという感じは本当に否めませんというよりも、もろ実感です。

そこで、今月これから行われる審議については言えませんが、どうなるかわかりませんから何とも言えませんが、しかし、今後、先ほどは市民の意見なんかを聞く努力をしたいと総務部長はおっしゃいました。努力だけでは困るんじゃないでしょうか。

現実問題として、もし今定例会に上げられている補正予算が通れば委託業務が発生してくるわけですので、そうすれば委託されたほうとしては速やかに業務を進めていくということになると思います。発注者は米沢市です。発注者とその受任者の間で話がなされてどんどん進んでいくということになったときに、我々議会や市民、さまざまな団体の意見を果たして聞く暇があるのか、聞けるのか、反映できるのか、再度お伺いします。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まず、前段の時期の関係ではありますが、確かに小山市のように動きが早かった団体、今御紹介いただきました。私もその動きについてはちょっとびっくりしているところではありますが、本市の場合は特に財政健全化計画の中にありました。それから、市立病院の建てかえ問題も一方ではなかなか進まない膠着状況にあったということで、本市として本当にこの市庁舎建

てかえを検討できるのかどうかをやはり練る時間が必要でした。

耐震診断を実施しまして、なおかつ耐震に対する評価もいただきながら26年、27年、ことし28年と時の経過が過ぎていくと。その結果が出ながら何の手も打てなかったわけではありませんが、なかなか前に進めなかった。その状況は健全化計画の中であって財政の保障が本当にできるのかという部分でありました。それについて28年度の状況のある程度予測というか、1月段階でしたので、ある程度見きわめる、見定める必要がございました。

そんな中で、きちっと財政の裏づけもある程度、きちっとと言いましたが、つけながら、議会にも御説明する必要があったということで、そこに多少のおくれがあったことについては大変申しわけないと思いますが、そういう背景であったこともまず一方では御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど壇上ではお聞きするように努力しますというふうに確かに申し上げておりますが、もちろん生かすべきところは生かさせていただきたいと。報告して終わりという考えは全くございません。

それから、これから補正予算を議決いただいて発注業務等の支援をしていくわけですが、その場合にはその経過経過の中で不安、それからぜひ知りたいというお声、不安についてはこちらのほうで察知して当然御説明申し上げますが、さまざま御意見をいただいた際にはそれについてもきちんと御説明できるような、そういった説明の場も設けるつもりでおりますので、その部分についてはよろしくお願ひしたいと思います。

○島軒純一議長 海老名議員。

○16番（海老名 悟議員） この件については、やはりせいぜいこの1カ月間の間に、我々議会もそうですけれども、米沢市内にも伝わっていったのは、本当にせいぜいここ1カ月です。

それどころか、3月に示されたときの公共施設

等総合管理計画の中においてはちゃんと書いてありますよね。138ページに書いてありました。

「市庁舎の大規模改修や建替えを行う際には、維持管理・運営も考慮しPFIなどを含め経費軽減に向けた検討を行います。分散化や縮小などによって生じた土地は、利活用や売却を検討し、歳入の確保に努めます」。こういったことがちゃんと載っていました。

3月に市当局としては市民の意見、さまざまな検討委員会の御意見も伺ってこういう答えを出していたんです。でも、それと並行しながらも実は市庁舎建てかえという一大事業についても、ひそかにとしか言いようがないんですけども、考えておられたのかなと思うと、やはり非常にそれに対しては不安感と不信感を抱かざるを得ないということなんです。

実際私もこの小山市役所のやり方を見てすごいなと思いました。1月25日にその話が来て、あつという間に、ただ、それ以前から耐震化の問題をずっとやっていたので、そこからの派生した懇話会かもしれませんけれども、それでも1月に設置をして3月に答申をもらうということを実際やっているわけです。

今現状どうなっているのかということまで確認したら、今はその基本計画のところを検討しているので具体的なやり方についてはまだ決まっていませんと。それだけ早く進んでいるにもかかわらず、対応しているにもかかわらず、まだまだ建設方法であるとか発注方法についてはまだこれから検討してから決めますとおっしゃっているんです。

この違いって何なんでしょうか。同じ情報をもらって、なぜこんなに対応が違うのかということです。この点に関しては、これから予算委員会もありますのでまださまざま皆さんから御意見があらうかと思いますが、最後にまた1つ聞かせていただきます。

市庁舎というのは言ってみればこの米沢市のシ

ンボルになる建物だと思います。その建物が建つに当たってまちづくりという部分の観点はないんでしょうか、お尋ねします。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まず、小山市との違いは何だということで、議会に対する説明もないまま新年度になってここ1カ月ぐらいで急に進んだ感があると。

そのとおりだと思います。実際のところ4月の中旬に部長級の職員でこの庁舎建てかえについてどうするかという、29年度の第1回の会合を持ったのが4月の中旬でした。ですので、まさに議員がおっしゃるように職員ですらその程度ですので、そのとおりだと思います。それについては大変申しわけないとは思っているところでございます。

それから、まちづくりの観点でございますが、市庁舎とまちづくりを連携させながらさまざまな検討することは当然必要かと思いますが、残念ながら32年度の期限を迎えるに当たっては、その検討をされていてはちょっと間に合わない状況に今のところはあるかなと思います。

ですが、仮に新庁舎を建てることになってもまちづくりについては別途当然検討していく課題だとは思っているところでございます。

○島軒純一議長 以上で16番海老名悟議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時04分 休 憩

午後 3時13分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにした

いと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を日程終了まで延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、地域包括ケアシステムの構築について、9番齋藤千恵子議員。

〔9番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○9番（齋藤千恵子議員） 一新会の齋藤千恵子です。2日目最後の質問となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴においでくださった方、本当にありがとうございます。お忙しい中、本当に心から感謝を申し上げます。

さて、今回は年を重ねても住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる社会の実現を目指す地域包括ケアシステムの構築について質問いたします。

それでは、早速質問に入ります。

昨年暮れから大腿骨骨折が原因で突然始まった母の介護で、介護、特に認知症に対する戸惑いや気づきにより、他人事でなく我が事として受けとめる社会を目指し、特に高齢者の認知症に特化して質問させていただきます。

初めに、認知症の方にかかわる社会の動きを振り返ってみますと、その昔、1972年、有吉佐和子作「恍惚の人」が出版されたころは、痴呆、何もわからない人という偏見の中で孤立し、その後、2000年介護保険制度で支援が始まりました。

2004年、認知症の方が「認知症は終わりではない。支援されるばかりでなく支援したり教えたりできる。笑顔で元気に楽しく暮らせる」と偏見解消を訴え始め、厚生労働省が痴呆という呼称を認知症に変更いたしました。

2014年には認知症の方が日本認知症ワーキンググループを発足し、政策提言などにも取り組み始めました。

そして、2015年には国は認知症の人やその家族の視点の重視を理念とする国家戦略新オレンジプランを発表し、認知症を他人事でなく捉えることのできる社会を目指し、少しずつ認知症の方たちの活動の場が広がりつつある現状です。

まず初めに、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランについて伺います。

今や我が国の65歳以上の7人に1人が認知症の可能性があるとされ、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になるあと8年後の2025年には約700万人、65歳以上の約5人に1人に達すると見込まれています。今や認知症は誰もががかかわる可能性のある大変身近な病気なのです。

では、認知症とは果たして何なのか、改めて確認してみたいと思います。認知症とは脳の神経細胞、ネットワークの崩壊により、記憶障害、見当識障害、理解や判断力の障害、実行機能障害と中枢症状が起り、生活に支障が出る状態を指します。

老化などが原因で記憶力が低下し、うっかり約束を忘れてしまう、きのうの夕食に何を食べたか思い出せないなどの物忘れが起りがちですが、この物忘れは加齢に伴う自然なもので、認知症の症状ではありません。

認知症につながる物忘れは、約束した日時や場所を忘れてしまうのとは違い、約束したこと自体を忘れてしまい、思い出せなかったり、きのう何を食べたかではなく、食べたこと自体を忘れてしまうなど、御自身が体験したこと自体が記憶からすっぱり抜け落ちてしまう状態を指します。

この種の物忘れはゆっくり悪化しながら、軽度認知障害、MC Iと呼ばれるまだ病気とは言えない状態を経て、病気である認知症へと進行していきます。

ここで驚いたのは、このまだ病気の段階ではない軽度認知障害、MC Iの方が4年で約半分、48%が認知症へと移行してしまうという事実です。

こうした認知症高齢者の方がふえ続ける中、厚生労働省を中心に進めている認知症施策推進総合戦略が、認知症高齢者に優しい地域づくり、つまり認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることのできる社会の実現を目指し、さまざまな政策を打ち出しています。この新オレンジプランの具体的な施策について当局の認識を伺います。

認知症施策を推進することは大変優先度の高い課題だと思います。超高齢化社会を迎える我が国にとって大きな課題です。また、世界中の課題でもあります。

私たちの誰もがこの病気になる可能性があり、そして、その家族になるかもしれないからです。認知症をみんなの課題、社会の課題と捉え、認知症になっても安心して暮らせる社会を目指したい、そんな思いで質問させていただきます。

次に、認知症への理解を深めるための普及啓発について伺います。

これは認知症が誰にとっても身近な病気であることを普及啓発を通して改めて社会全体として確認する。例えば認知症サポーターの養成やキャラバンメイトの組織化やネットワークの構築は進んでいるでしょうか、お尋ねいたします。

また、教育の現場、学校においても高齢者との交流活動など、高齢社会の現状や認知症の方を含む高齢者への理解を深める教育をどのように進めていращやるのか、具体的にお知らせください。

認知症は早期に発見し治療すれば治る可能性もある病気と、最近多くの医学博士が予防、改善と啓蒙活動に力を入れています。

そこで、お尋ねいたします。早期診断、早期対応のための体制整備として本市では認知症初期集中支援チームを委託していると伺っていますが、その委託状況をお知らせください。

また、認知症疾患医療センターの整備は進んで

いるでしょうか、お知らせください。

さらに、2018年度には全市町村に配置される認知症地域支援推進員はコーディネーターかと思いますが、どのように実施され、もし課題があればその課題に対する対応についてもお知らせください。

次に、医療と介護の連携とその推進についてお尋ねいたします。

まず初めに、認知症ケアパスを地域ごとに確立しているか、本市の取り組み状況を教えてください。この認知症ケアパスが確立されたときの効果のほども教えてください。

また、医療、介護関係者の連携を推進する情報連携ツールの活用はどのように進んでいるのか、お知らせください。医療と介護の連携の一つの在宅医療地域ケア会議の実施状況についてもお伺いいたします。

また、介護保険の地域密着型サービスの状況についてもお知らせください。

次に、認知症の方の介護者への支援について、市の認識と取り組みについてお伺いいたします。

介護者の精神的、身体的な負担の軽減や生活と介護の両立を支援する取り組みの一つとして、年々ふえているダブルケアへの対応、つまり家庭内で同時に子育てと親の介護、または障害を持った人のお世話と親の介護など、同じ時期に2つのお世話をする深刻なダブルケアで、精神的にも、もちろん身体的にも疲労がピークに達し、仕事を続けることも困難になり、家庭も崩壊しかねない状況の方の相談を多く受けるようになりました。

公的な支援もありますが、精神的な、時間的な余裕がなくなり追い込まれていくのです。このダブルケアは家庭だけの問題ではなく、社会問題と捉えるべきだと思います。核家族や共働きが進んでいく中、これをどう支えていくか、喫緊の課題だと思いますが、どのように認識していらっしゃるか、お聞かせください。

次に、認知症カフェの設置推進についてお尋ね

いたします。

外出のきっかけになる認知症カフェが全国各地で開かれています、本市における取り組みをお知らせください。

次に、高齢者見守り事業の拡充についてお尋ねいたします。

これは米沢市高齢者見守り支援事業要綱に基づいて実施されているものと認識しておりますが、どのような取り組みをしているのか、ネットワークを築き、互いに支え合うことが一番かと思いますが、いかがでしょうか。

最後になりますが、これからの時代の福祉社会のあり方について当局の考え方をお尋ねいたします。

私は、市民の皆様の暮らしとコミュニティを守ることを重視する共生の価値観こそが超高齢化社会、人口減少の時代において人々の間で共有されるべきものと考えますが、いかがでしょうか。

認知症を含む高齢者の尊厳保持の具体的な取り組みについてもお伺いいたします。

認知症、特にアルツハイマー型認知症の場合は、頭の働きや知的な働きは悪くなっても、心配したり悲しんだり喜んだりするなどの心の働きは生きているのです。

つまり、認知症になっても心の働きが全て衰えてしまったのではなく、何もかもわからなくなるわけではないのです。物忘れは進んでも人としての感情やプライドは残っています。きれいな景色や花々を見れば感動し、得意なものを褒められればうれしいと気分がよくなり、逆の場合は悲しくなったり不愉快になったりなど、心の働きは生きているのです。

認知症の方に優しい社会は誰にとっても優しい社会なのです。行政も民間も地域住民の方々も、それぞれ主体的におおのの役割を担い、果たしていくことが優しい社会の実現に不可欠です。認知症を他人事ではなく我が事として考えたとき、私たちの周りの地域はどうあるべきなのか、コミ

ユニティのつながりこそがその基盤です。認知症の方を支える側の視点ばかりではなく、認知症の方の声、思いから地域をもう一度見つめてみることも大事なのではないのでしょうか。

認知症の方の意思を尊重し、介護している方の暮らしを保障し、認知症になっても安心して暮らせる社会をともに目指すべきものと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

今、世界の科学者が認知症の最先端の研究をしています。近い将来、予防法や治療薬も開発されるものと期待されています。認知症になっても人として尊重される世の中を願いながら壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

〔堤 啓一健康福祉部長登壇〕

○堤 啓一健康福祉部長 私からは、地域包括ケアシステムの構築についてお答えいたします。

最初に、認知症施策推進5カ年計画について、新オレンジプランの7つの柱に対する本市の状況についてお答えいたします。聞き取りの際にはこの7つの柱の状況についてということでございましたので、一つずつ説明させていただきます。

認知症施策推進5カ年計画は、平成27年1月に厚生労働省と11の関係省庁との共同策定により、認知症施策推進総合戦略として新たに作成されております。認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進する7つの柱それぞれについて本市の状況を説明いたします。

1つ目の柱、「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」につきましては、認知症は身近な病気であることを地域全体で認識するために、認知症サポーターの養成を中心に進めております。

そのほか、認知症市民フォーラムを米沢市医師会等との共催により毎年開催し、早期発見、早期受診、早期治療の重要性の普及啓発に努めております。

2つ目の柱、「認知症の容態に応じた適時・適

切な医療・介護等の提供」につきましては、主に早期診断、早期対応のための体制整備として、認知症初期集中支援チームを設置しており、認知症疾患医療センターにつきましては県が二次医療圏域ごとに設置しております。

また、認知症ケアパスにつきましては、今年度末までに作成することとしており、認知症地域支援推進員につきましては4名を配置しております。

3つ目の柱、「若年性認知症施策の強化」につきましては、就労や経済的な問題など、生活全般の多岐にわたる支援が必要なことから、国の専門研修を修了したコーディネーターが各都道府県に順次配置されており、山形県においては平成28年度より県全体で1名配置されたところです。

県が中心となって相談体制の強化等を進めておりますので、本市としましても県の計画に沿って対応いたします。

4つ目の柱、「認知症の人の介護者への支援」につきましては、主に認知症カフェの設置推進となっております。本市では6カ所の認知症カフェが設置され、コミュニティセンター等を中心に定期的に開催されております。それぞれに特色ある企画運営を行っており、参加者からも好評を得ております。

5つ目の柱、「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」につきましては、本市では安全確保に関する事業として愛の一声事業や高齢者見守り支援事業を実施しております。これら事業は高齢者の安否確認、何らかの支援を要する高齢者の早期発見に努めるものであり、認知症の早期発見等にも寄与しております。

6つ目の柱、「認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進」につきましては、県では認知症の予防法としてタンタンタッチ体操を推奨しております。タンタンタッチ体操は米沢栄養大学の加藤守匡准教授と鹿俣体育研

究所により考案された、いわゆる本市発祥の体操であります。脳の活性化、認知機能の向上など、幅広い効果が期待されておりますので、本市としても一層の普及に努めてまいります。

7つ目の柱、「認知症の人やその家族の視点の重視」につきましては、ほかの6つの柱に共通する新オレンジプラン全体の理念となります。本市としては支える側からの一方的な支援に陥らないよう、今後認知症の人やその家族といった当事者や関係機関などの声を広くお聞きしながら必要な支援策の検討を行いたいと考えております。

認知症の普及啓発についての具体的取り組みについてお答えいたします。

本市では、認知症に対する知識の普及と地域における支え合い体制構築のきっかけづくりとして認知症サポーター養成講座を開催しておりますが、平成29年5月末日現在、5,301人のサポーターを養成いたしました。町内会、各種団体、企業等、幅広い方々に受講していただき、平成28年度の開催回数は61回、養成数1,369人、これは過去最多となりました。

また、昨年度のサポーターには10代の方が420人おり、各年代別でも最多となっております。そのうち小中学生の受講状況は、小学生226人、中学生183人となっております。各学校での総合学習の時間などで開催させていただいた結果、開催回数、養成数とも過去最多となりました。

そのほか、ボランティア活動の機会に介護施設やサービス事業所で受講された高校生もいるほか、山形大学工学部や三友堂看護専門学校での開催もあり、若年層に対する認知症の普及啓発は着実に拡大していると評価しております。

国及び県は若年層、特に学生サポーターの養成を推進しております。本市としましても小中高校生が認知症について学ぶことの意義として、認知症を身近なこととして捉え、高齢者との接し方を学び、高齢者に対する人権意識を深めるとともに、思いやりの心を育むことを目指して取り組んで

おります。

超高齢社会の担い手となる子供たちにとって、認知症を知ることは今後の社会生活にも有益であり、多くの世代が互いに支え合うことのできる地域づくり、まちづくりにつながるものと考えております。

今後も学校関係者の御理解のもと、さらなる学生サポーターの養成に努めるとともに、地域により多くのサポーターが養成されるよう普及啓発に努めてまいります。

また、平成28年度には市職員を対象とした養成講座を計4回開催しており、市長を初めとした70人が受講しております。今後も市職員みずから認知症に対する理解を深めていく取り組みを進めていきたいと考えております。

認知症初期集中支援チームの設置についてお答えいたします。

認知症またはその疑いがある方で医療機関を受診していない方に対して、専門職による包括的、集中的サポートを行う認知症初期集中支援チームを佐藤病院への業務委託により設置しており、個別相談や認知症疾患医療センターでの鑑別診断等について支援を受けております。

続いて、認知症疾患医療センターの設置についてお答えいたします。

専門的な診断を行う認知症疾患医療センターにつきましては、県が二次医療圏域に1カ所を設置しており、置賜地域につきましては佐藤病院に設置されております。急性期医療、専門医相談、研修会開催、また関係機関の連携支援等について、本市の各医療機関及び地域包括支援センターが幅広い支援を受けております。

次に、認知症地域支援推進員の配置についてであります。

地域の支援体制の推進役となる認知症地域支援推進員につきましては現在4名おり、各地域包括支援センターに1名ずつセンター職員と兼務しております。日々の相談対応において認知症の本

人とその家族、支援者の声を直接聞き、真に必要な支援とは何かを考えるとともに、関係機関等と連携し、地域における支援体制の構築等に取り組んでおります。

続いて、医療・介護連携シートの導入についてであります。

本市では以前よりケアマネジャーと医師との連絡票を作成し、必要な情報共有等を行って、高齢者の支援に当たっております。このたび高齢者の入退院に関するケアマネジャーと病院とのスムーズな情報共有を図るため、置賜保健所が中心となって入退院時調整ルールが策定され、平成29年4月より実施されております。

置賜地域全ての病院とケアマネジャーとの情報提供方法と書式を統一化し、医療と介護の連携強化を推進するもので、県内初の試みとなっております。

続いて、認知症ケアパスの作成と効果についてお答えいたします。

認知症ケアパスにつきましては、認知症の進行状況に合わせた医療・介護サービスの標準的な流れ等を示したリーフレットの作成を予定しております。作成に当たっては医療及び介護関係機関等に意見を求めながら作業を進める予定としております。

認知症ケアパスの効果としましては、認知症の気づきのポイントや状態に応じた利用できるサービスを明確化することで、高齢者やその家族が認知症に対処する行動をとりやすくなること、医療と介護のそれぞれの現場において連携強化につながることなど、個人から関係機関までの共通認識を深めるきっかけとなることが期待されております。

地域ケア会議の開催状況についてお答えいたします。

地域包括支援センターが担当地区の実態把握を行った後に開催している小地域ケア会議について、平成28年度は12回開催しております。

そのほか、高齢者の自立支援を図る取り組みとしまして、県では自立支援型地域ケア会議を推進しており、本市でも平成28年12月より開始したところであります。毎月1回リハビリテーション専門職等の派遣を県の委託事業所の山形県地域包括ケア総合推進センターから受け、ケアマネジャーに対する助言等を通じて多職種協働による高齢者の自立支援に向けた具体的な検討を行っております。

続いて、認知症の方の介護者に対する支援強化についてお答えいたします。

介護者への支援を行うことは認知症の方の生活の質の改善にもつながることになると考えております。介護者がストレスを抱えている場合、認知症の方との関係性によっては症状に悪影響を及ぼし、結果として介護負担を重くするという悪循環に陥ることもあります。

本市としましては、介護者の精神的な負担軽減のため、ケアマネジャーやサービス事業者、地域包括支援センターの相談対応力の向上に努めているところであります。

また、平成28年度には県のモデル事業として介護事業所を拠点とした地域支援体制事業を実施いたしました。これは介護事業所の経験や知識、人材を生かし、認知症グループホームを初めとする事業所が地域における相談窓口機能を担うものであり、県内初の事業となっております。

協力事業所の核となる職員に対し研修等を実施したところではありますが、地域の身近な認知症相談窓口として機能するよう具体的取り組みを進める予定でおります。

介護のための離職、それらに伴う経済的負担など、介護者が抱える問題は多岐にわたり、長期化する場合もあると認識しております。介護保険制度のみならず、さまざまな制度の活用も考えられますので、まずはきめ細やかな相談体制づくりに取り組み、介護者のニーズを踏まえた支援のあり方等について検討してまいります。

認知症カフェの設置推進についてであります。

現在、本市では介護事業所の開設法人、NPO法人、米沢市立病院などにより6カ所の認知症カフェが設置され、定期的に開催されております。

認知症カフェは、認知症の方本人とその家族、地域住民、専門職が気軽に集える環境であることを基本として、相談や交流、体操や学習など幅広い内容で実施されております。本市では認知症の方本人への対応などもあることから、専門知識や経験を有するスタッフの関与が必要と考え、認知症グループホームなどの事業所に開催協力を行い、現在の設置に至っている状況です。

今後も関係機関の理解を求めながら、新規設置認識に向けた働きかけを行うこととしております。

設置数もさることながら、継続した経営が行えるよう設置者に意見を求め、本市としての支援策が必要な場合には今後検討してまいりたいと思います。

高齢者見守り事業の拡充についてお答えいたします。

本市では、愛の一声事業や高齢者見守り支援事業といった戸別訪問による見守り事業の実施のほか、平成27年度より徘徊高齢者等支援事業として事前登録制度かえっぺを実施しております。徘徊のおそれのある方等について申請に基づき本市と警察署にて情報を共有するもので、警察署による搜索の早期発見、保護に寄与しております。

また、権利擁護事業の一つではありますが、特殊詐欺等の消費者被害の防止を目的に、環境生活課と協働し平成27年度より消費者見守りサポーター養成講座を実施しております。認知症サポーター養成講座と同様に、講師及びサポーターを養成することで地域見守り体制の構築を目指した本市独自の取り組みであります。

特に認知症高齢者は詐欺被害に遭う可能性が高いため、多くの方にサポーターとなっただき、地域の応援者となっただきよう、平成28年度

末までにサポーター1,000人の養成を目標に取り組み、5月末日現在、1,083人のサポーターの養成に至っております。

この事業は、高齢者を中心とした消費者教育の先駆的取り組みとして消費者教育支援センターより全国へ紹介されました。

今後は関係機関のほか、地域の方を含めたネットワークが構築されるよう、取り組みを強化してまいります。

今後の福祉社会のあり方についてお答えいたします。

本市が目指すべき姿は、認知症になっても一日でも長く住みなれた地域のよい環境で安心して暮らせるまちであります。認知症の方とその家族が地域で安心して暮らせるためには、医療や介護、保健福祉等、さまざまな立場、役割を持つ関係者が当事者の生活を支援するための共通認識を持ち、協力して地域の実情に合わせた情報共有の仕組み、検討の場づくりを行う必要があります。

認知症の方にとって安心して暮らせるまちは、認知症の方の意思が尊重され自分らしく暮らせる環境であると考えておりますので、今後、当事者及び関係機関等から幅広い声を聞き、2025年を見据えた具体的施策を検討し、我がまち米沢の地域包括ケアシステム構築を目指してまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 私からは、学校教育における高齢者への理解を深める教育についての認識と現在の取り組みについてお答えいたします。

現在、本市においても核家族化が進んでおり、児童生徒が高齢者と一緒に生活する機会が昔よりも少なくなっている状況であることは確かであります。

そのため、学校教育において認知症の方を含む高齢者への理解を深める教育を推進していくことは必要なことと認識しております。

高齢期の特徴や生活、高齢社会の現状と課題などの理解については、高等学校の家庭及び公民の学習内容となっています。小中学校においては、社会科で社会保障について学習する際に、高齢者の介護や医療の充実等にかかわり、認知症などについても触れながら指導している状況です。

学習指導要領解説では、各学校の教育課程を編成する上での留意点として、地域や学校の実態等に応じ家庭や地域社会との連携を深めること、障害のある児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けることとされており、本市の小中学校でもさまざまな体験活動に取り組んでおります。

例えば高齢者の福祉施設を訪問する活動については、小中学校ともに総合的な学習の時間などに行ったり、小学校のクラブ活動や中学校の部活動として、バトントワリングの演技や吹奏楽の演奏等を披露したりしながら、児童生徒が入所者の方々と交流しています。

また、耳栓や特殊眼鏡、手足のおもりなどを装着して高齢になったときの身体的機能低下や心理的变化を疑似的に体験する高齢者疑似体験プログラムにより、加齢によって生じる精神的、肉体的変化を体感し、高齢者に優しい環境や社会について考えさせる活動などを行っている中学校もございます。

このように子供たちはさまざまな活動を通して高齢者の心身の特徴や接し方、かかわり方について学んでおります。今後も認知症の方も含む高齢者や障害のある方々など、さまざまな方々がともに支え合って生きることの重要性を認識し、家庭や地域及び社会の一員として主体的に行動することの意義について考えることができるよう継続して指導してまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○9番（齋藤千恵子議員） 御答弁ありがとうございました。質問が多岐にわたりましたので、本当

にいろいろお世話をおかけいたしました。ありがとうございました。

最初に、子供たちに、特に小中学生に対してのことの御答弁からだったのですが、さまざま各小学校、中学校でそれぞれ年を重ねたらどういうふうに体も、それから気持ちもさまざまな面で衰えていたり、弱くなったりして、だからこそ優しい対応ができるような大人にならなければいけないんだという、そういう教えを身をもってそれぞれの学校でなさっていらっしゃることを本当にありがたいことだと思っています。

一昔前までは各御家庭におじいちゃん、おばあちゃんいらしたので、だんだん年をとって行って、だんだん弱くなっていく、その様子を間近で見る機会がありましたが、なかなかそれもかなうことがなくなっておりますので、ぜひ今後とも進めていっていただきたいなと思います。

それから、今度は地域包括支援センターの、これは統計というかアンケートなのですが、当然ながら中核として担っていただきたいこのセンターなんです、この地域包括支援センターを具体的に知らないとか全く知らないという回答の割合が大変高くなっています。

地域包括支援センターの認知度というものは、その必要度合いなどによって左右されるものとは思いますが、その中核を担う地域包括支援センターについてこのように知らない人が多いということ、かかわらなければ知らないだけでは済まされないような気がするんです。

周知を図っていらっしゃると思うのですが、その手段はどのようにお考えなのか、まずお聞かせください。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 地域包括支援センターについては毎年広報等でも掲載して、お知らせもしているところであります。そのほかパンフレット等の配布と、そういったことも当然しておるところでございますが、やはりおっしゃるとおり、そ

ういう介護が必要になったときにわかったという方がやはりどうしても多いという状況はございます。

そういったこともありますので、今後ともいろいろな機会を捉えまして、そしてまた、介護事業者が多岐にございますので、そういったところからもいろいろなところで周知するように努めてまいりたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○9番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。

立派な、本当に立派なパンフレット、見れば本当に一目瞭然にわかるような、そういったパンフレットもあるわけですので、ぜひさらに活用のほども、そして周知を図っていただきたいなと思います。

次に、ダブルケアの方への支援について伺いたします。

例えば保育園の入所基準の中で、親御さんがフルタイムで仕事をしていると、そういった条件の場合は入所の保育園へ入れる優先度が大変高まるということも事実だと思うのですが、介護をしながら短時間だけ働いている場合、そういった方には何か配慮されたり考慮されていることはあるのでしょうか、伺いいたします。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 時間とか、そういったことにもよるかと思うんですが、標準時間の保育のほかに短時間の保育等の該当というものもあるかと思うんですが、時間等、当然そういった事情がいろいろある場合に、何時間とかという規定はございませんので、特にそれで介護をしているということでちょっと保育でそのように細かく決められて対応しているという状況はございません。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○9番(齋藤千恵子議員) ちょっとよくわからなかったのですが、私が申し上げたいのは、やはり短時間にしろ働く、でも家に帰れば親の介護もあ

るという、そういったダブルケアの方、全く仕事をやめざるを得ない、離職しなければいけない方、さまざま事情はあるとは思いますが、ダブルケアを抱える親御さんへのケースということも高い優先度でお考えいただきたいなと思うのです。

例えばその会社まで行く道すがらのところにぜひ預けたいのよとか、そんな御相談もたくさんありますので、その辺も少し御考慮をいただきたいと思いますし、検討していただきたいと思います。これは要望です。

次は、認知症カフェのことでちょっとお尋ねいたします。

認知症カフェについて国家的な戦略をもって認知症カフェ先進国とも言っているイギリスのメモリーカフェ、そしてオランダのアルツハイマーカフェなどを参考にしながら日本でもどんどん全国各地で広がりつつある認知症カフェなわけですが、その居場所は家族の方にとっても、それから、もちろん認知症の方にとっても社会参画の場として大きな役割を担っていると思うのです。

実際、認知症の方にとって世間話をしたり、お茶を飲んだり、悩みを話したり、聞いてもらったり、歌を歌ったり、お料理をしたり、簡単な体操などする、そういった認知症カフェで楽しい時間を送ることができております。

また、家族の人にとっても愚痴を聞いてもらったり悩みを誰かに聞いてもらうだけで、少しでも気持ちちが楽になるとおっしゃっています。

つらい思いとか悲しい思いをしているのは私たちだけ、自分たちだけじゃないんだという、そんなことが認知症カフェに行くと感じられ、少しでも気持ちちに余裕が出てくると、そんなふうにおっしゃっております。

実際、認知症の家族を介護をしてみると、悲しんだり、いらいらしたりしたことのない人はいないのではないかなと思うのです。介護には優しさと思いやりが必要だということは頭の中では十分にわかっている、感情のコントロールはなかなか

か難しいものです。中には介護に疲れ閉塞感にとらわれてしまっている人もいらっしゃるかもしれません。

認知症カフェは医療の、介護の、それぞれ専門家の方もその認知症カフェには参加していらっしゃるしますので、相談もできるし適切なアドバイスを受けることもできています。

利用者が少しでも居心地よく過ごせるように、市としても今後、それぞれ積極的に取り組むというふうに先ほどおっしゃっていましたが、何か今のところで認知症カフェの運営上のこととかで、特に資金難のことで課題というものはないのでしょうか、お伺いいたします。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 認知症カフェにつきましては、先ほどお話ししたように6カ所ほど今実施しているところでございます。その中で個人負担等も少しございます。そういったこともありまして、現在のところ特にそういう運営費の補助とか、そういった話は直接はいただいていないところでもあります。

今後そういういろいろ状況をお聞きする中でそういった状況があるのであれば、またいろいろお話を伺いたいというふうに思ったところでございます。

○島軒純一議長 齋藤議員。

○9番（齋藤千恵子議員） この認知症カフェに関してですが、ボランティアを担う人たちなどの担い手の確保とか担い手の不足ということは聞いていらっしゃるませんか。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 そのボランティアの方なりで実施されているところが多いかとは思いますが、いろいろ実際にそういう相談を受けたり、もちろんいろいろお話を聞くということは大事だと思うんですが、そういった場合にやはりある程度の知識、専門性も必要だということで、市のほうの包括支援センターのほうからいろいろそ

ういう介護事業をなさっているところ、特に認知症関係の事業対応をなさっているところに声がけしていると、お願いをしているという状況でございまして、実際はその実施されている中でそういったボランティアの方等に担っていただいている部分もあるとは思いますが、直接そういったお話はちょっと私はお聞きしていないところであります。

○島軒純一議長 齋藤議員。

○9番（齋藤千恵子議員） そうですか、ありがとうございます。

今、資金難のこととか、そういったことはないということで、大体1人二、三百円ぐらいの負担ということでお聞きしておりますが、よく助成金とか補助金による運営は継続的な運営を困難にするというようなことも一部に言われているようですが、その辺の心配はないということで理解してよろしいですね。ありがとうございます。

それでは、あと次に在宅介護にだけちょっとだけ触れたいと思います。

私も先ほど壇上でも申し上げましたが、暮れに突然母が大腿骨骨折して、そこで入院をさせていただいて、そこから認知ということに初めて具体的に接したわけですが、それでも本当にきょうは病院管理者もいらっしゃいますが、市立病院の方が本当に親身になって相談に乗ってくださって、早い時期に手を打ってくださって、結局は手術も高齢によりできなかったのですが、どういうふうにしたら一番いいのかということを経験して相談に乗っていただき、本当にありがたかったです。

今もお世話になっておりますが、家の者も、家族の者もできないような介護をしていただいて、本当にありがたいと思っています。

中には在宅介護で本当に疲れ果てているという方の御相談も伺っています。ある新聞の調査によりますと、約7割の方がもう在宅介護は限界だとおっしゃっている統計が出ておりました。家族の

負担を浮き彫りにしている結果が出ていると思います。

自宅や地域で住み続けたいという願望、そういった願いを地域で住み続けられるようにする、そういった大変難しい問題ですが、具体的な施策などをもしお持ちだったら教えてください。

○島軒純一議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 まさに在宅でできるだけ住みなれたところで長く生活できるようにということで、地域包括ケアシステムを進めるということでございますので、医療機関、また介護、もちろん在宅でできるところまではやはり在宅ということはございますが、当然施設サービスの利用とか、いろいろございます。

そういった状況に応じていろいろなサービスを利用できるというふうに、先ほどいろいろ御説明した中でもケアパスなり、いろいろなものを準備して、そういうできるだけその状況に応じたサービスを受けられる体制というものをつくっていききたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 齋藤議員。

○9番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。

先ほど壇上でも申し上げましたが、今回は高齢者の方の認知症に特化して質問させていただきましたが、誰もが認知症にもなる可能性があるわけです。また、その家族になる可能性もあるんです。

だからこそ、認知症になってもこの地域でよい環境のもとで住み続けられるように、そして、人としての尊厳もきっちり守られながら住み続けられるようにということを本当に心から願って質問を終わります。ありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で9番齋藤千恵子議員の一般質問を終了いたします。

○島軒純一議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時05分 散 会

~~~~~  
散 会